本庄村史資料編　第一巻

近世土地制度史料

神戸深江　生活文化史料館

本庄村史資料編　第一巻

近世土地制度史料

神戸深江　生活文化史料館

このたび深江財産区管理会が旧本庄村地域の資料刊行を企画され、神戸深江生活文化史料館の田辺眞人氏と神戸新聞記者・大国（旧姓児玉）正美氏とによるご編集がここに実りましたことを、心から喜び祝詞を申し上げます。

またこの資料のもととなったのは、故松田直一氏の遺稿だとお聞きしました。太平洋戦争時の米軍空襲による戦災や戦後の混乱で、原史料が消失した今日では、松田氏の遺稿が唯一の貴重な素材だそうです。遺稿があるいは誤写を含むかも知れませんが、これ以外に原史料の内容を伝えるものが乏しいので、松田氏のご努力を忘れることはできません。

なお松田氏の遺稿以外に、田辺・大国両氏によって蒐集された新史料も加えられ、現在の学問水準をよく反映した解説も付けられていますので、本書は歴史を考える上での親切な手引となると思われます。これひとえに深江財産区管理会や編集担当者の、郷土や地方史への深い愛情の賜物でありましょう。広く活用されることを願ってやみません。

三月十五日

神戸大学文学部長
高尾一彦

凡　例

一、本書は、旧本庄村地域の資料編の第一巻で、近世の土地制度にかかわる文書を収録した。ただし、ここでいう、旧本庄村とは、明治二十一年（一八八八）公布、翌年施行された「市制及び町村制」によって出現した本庄村である。近世では、深江西青木、東青木と呼ばれていた地域である。しかし、近世以前は「本庄九カ村」と呼ばれ、この本庄村よりやや広い地域を指したことがあった。このため、本書においては、旧本庄村を念頭に置きながら、随時、必要に応じて周辺地域の史料、記述を補うことにする。

一、本書で取り上げた土地制度史料とは、**一、村高資料、二、検地帳、三、五人組帳請書**、である。いずれもすでに活字として流布している史料は除いた。五人組帳は、慣例では戸口資料に分類されることが多いが、今回は、同史料の記載の内容を検討し、あえてこの分類の中に入れた。

一、字体は、いずれも新漢字を用い、変体がなは、いずれも平かなに改めた。

一、旧本庄村に関係のない部分については、随時、（中略）などを使って省略したが、史料そのものの性格を損わないように配慮はしている。

一、原史料にない、（包紙）、（貼紙）などを必要に応じて用いた。

一、本文には、すべて読み易いように句読点を打った。

一、虫食いは□で表わした。

一、明らかな脱字は、（…脱カ）と註記した。また誤りと思える文字には、横に（　）で註を加えた。また、五人組請書の人名は、すべて比較検討し、該当箇所に、別の人名や少し違った名前が書かれている場合も（　）で註記した。

一、本書の史料は、原則として、神戸深江生活文化史料館に架蔵している、松田家文書のコピーによっている。よって、史料が松田家文書の場合は、逐一の出典は省略、それ以外の文書に限って出典を記した。

一、本書編集にあたっては、史料を所蔵されている

各方面の方々に大変、御世話になった。便宜を図っていただいた方々に深く感謝の意を表する。

調査担当者

天田　豊子・大国　正美・太田垣正雄・田辺　眞人・谷口美登里・長岡　暁子・松本　義宣

目次

一、村高……(5)
(1)寛文九年青山幸利領地調……(5)
(2)享保十二年菟原郡村高帳……(9)
(3)深江・青木石高変遷(慶長～明治)……(11)

二、検地帳……(15)
(4)寛文四年深江村検地帳……(15)
(5)寛文四年深江村新田検地帳……(40)
(6)寛文九年深江村新田検地帳……(48)
(7)寛文十年深江村新田検地帳……(49)
(8)寛文十一年深江村新田検地帳……(50)
(9)延宝九年深江村新田検地帳……(50)
(10)貞享四年深江村新田検地帳……(51)
(11)元禄二年深江村新田検地帳……(52)
(12)元禄三年深江村屋敷検地帳……(53)
(13)正徳三年深江村新畑検地帳……(53)
(14)享保七年深江村新畑検地帳……(54)
(15)享保九年深江村新畑検地帳……(55)
(16)享保十年深江村請堤改帳……(56)
(17)享保十二年深江村新畑検地帳……(56)
(18)宝暦六年深江村新畑検地帳……(57)
(19)宝暦十二年新畑検地帳……(59)
(20)明和三年屋敷検地帳……(59)
(21)安永六年深江村検地帳……(60)
(22)天保四年深江村新畑検地帳……(61)
(23)天保四年深江村新田検地帳……(62)
(24)嘉永元年深江村新田検地帳……(63)
(25)嘉永七年深江村新田検地帳……(64)
(26)嘉永七年深江村新畑検地帳……(64)
(27)嘉永七年深江村新畑高入請状……(66)

三、五人組帳請書……(67)
(28)天明八年深江村五人組帳請書……(68)
(29)寛政四年深江村五人組帳請書……(73)
(30)寛政十二年深江村五人組帳請書……(77)
(31)文化十二年深江村五人組帳請書……(83)
(32)文政二年深江村五人組帳請書……(88)
(33)文政四年深江村五人組帳請書……(94)

(34) 文政五年深江村五人組帳請書……(98)
(35) 安政六年深江村五人組帳請書……(104)

解説
近世の土地台帳史料について……(111)

一、村　高

【1　寛文九年青山幸利領地調】　加藤省吾文書

（包紙）

「大膳亮様　領地調」

（中略）

一、高五百拾七石七斗四升三合　深江村

内四拾七石七斗四升三合　打出シ

五郎兵衛

家百壱軒

人六百五拾四

船拾艘

四百四拾九石八斗五升　田方午八二本五七打

十五、上田壱町壱反六畝八歩　未八二五七

十三　中田拾弐町弐反壱畝壱歩　申八二五七

十一　下田弐拾三町壱畝拾九歩　酉

八　下々田弐町五反六畝六歩

六拾七石八斗九升三合　畑方

十三　上畑六畝弐拾七歩

十　中畑三町壱反九畝拾五歩

八　下畑壱町三反三畝八歩

六　下々畑九反七畝五歩

十三　屋敷壱町四反弐畝弐拾弐歩

一、高六拾四石五斗九升五合　同村新田

内

四拾弐石五斗六升　田方

十三　中田四畝弐拾七歩

十一　下田弐町八反弐畝拾五歩

八　下々田壱町三反五畝拾八歩

弐拾弐石三升五合　畑方

十　中畑弐反九畝弐拾壱歩

八　下畑弐町弐反拾六歩

六　下々畑弐反三畝弐拾壱歩

新田之わけ

弐拾四石七斗八升九合　辰新田　午四五　未四六

申同
酉

拾七石五斗四升弐合　卯新田　午四八
未四六
申四九
酉

八石三斗三升四合　未新田　午潮入
未四六
申同
酉

拾三石九斗三升　休弥新田　午二五
未同
申同
酉

（中略）

一、高百八拾六石弐斗九升　西青木村
仁右衛門
家拾四軒
人九十壱

百七拾六石壱斗壱升　田方　午七六
十四　上々田八反九畝九歩　未七八
十三　上田七町六反三畝弐拾八歩　申七八
十一　中田三町弐反六畝拾八歩　酉
九　下田三町壱反五畝七歩
拾石壱斗八升　畑方
十　上畑八畝拾弐歩
八　中畑壱反八畝三歩
六　下畑九反七畝拾壱歩
十　屋敷弐反拾五歩

右之外

一、高拾七石八斗四升四合　午四
同村巳開新田　未同
申同
酉

一、高拾九石六斗八升六合　午三五
同村沢村新田　未三六
申三八
酉

（中略）

一、高百三拾六石八斗四升四合　東青木村
内壱石八斗四升四合　伝兵衛
打出シ　家弐拾九軒
人百十四
船五艘
百四石五斗三升九合　田方　午七八本
五八打
十五　上田四町四反八畝弐拾歩　未七九
十三　中田弐町壱反九畝九歩　五八
十一　下田七反九畝拾壱歩　申七九
五八
酉
三拾弐石三斗五合　畑方
十三　上畑四反壱畝弐拾四歩
十　中畑六反弐畝拾九歩
八　下畑壱町弐反拾八歩
六　下々畑五反四畝壱歩
十三　屋敷五反九畝拾壱歩

解説

尼崎藩の各村別の石高が記された史料は少なくないが、この史料のように、近世前期の、庄屋、戸数、人口、船数、田畑の等級ごとの内訳、過去三カ年の年貢率、などまで記した記録は稀有である。年代は、寛文九年（一六六九）ごろ、と推定されており、『尼崎市史』『西宮市史』などに関係市域分だけの抄録がある。

深江村の場合を検討しよう。「高五百拾七石…」とあるのがこの時の本高である。後掲する「深江・青木石高変遷」表を参考にすると、近世初頭の本高は四百七十石。これに「打出し分」の「四拾七石…」を加えたものが、寛文九年の本高になっている。この「打出し分」は、新田開発など、耕地面積の拡大にともなう増加分ではなく、単位面積当たりの収穫量を増やしたことによる増加分を示している。面積増加の裏打ちのない、いわゆる帳簿操作だけの増加であって、尼崎藩の厳しい年貢増徴策のあらわれ、といえる。後掲の変遷表によれば、青山氏入部以降

に増加がみられ、検地帳の項で解説するが、あらかじめ全体の増徴額を四千石、と定めたうえでの増徴策であった。ただし、東青木、西青木の増量は極めて少ない。また深江村の年貢率も

田方　午八二本五七打

などとあり、「午年（寛文六年）、本高は年貢率八二％、打出し分は五七％」と読め、打出し分は優遇していることなどから、やみくもの増徴策、一率の机上の増徴策ではなく、現地の生産状況をかなり正確に把握したうえでの増徴だったと思われる。

さて、田地四百四十九石余の等級別内訳が明記されている。上段の「十五」などの数字は「斗代」「石盛」と呼ばれ、単位面積（一反当たり）の収穫高（斗）を示す。「十五」の場合、一反当たり十五斗、すなわち一石五斗だけ生産できる、というもの。

次に、畑地が同じ形式で記載があり、続いて、新田畑の合計が六十四石余と示される。内訳は田畑の等級別と、開発年次別（辰、卯、未、休弥）の両方が書かれている。未新田の午年（寛文六年）は「潮入」とあり、新田が海水につかったため、年貢が免除されたことが分かる。

西青木村の場合、打出しはなし。上田の上に、さらに上々田があるが、斗代は、深江村の上田の「十五」より低い「十四」。『尼崎市史』は、こんなアンバランスを「検地の年次、検地奉行の違いからくる村々間の村高評価基準の差が相当大きかった」ことを推測、「村々間の不均衡を調整し修正する意味」とみている。（二巻、一九一頁）。東青木村のケースは、新田もなく、打出し分も一石余りしかない。

次に、三カ村の産業構造のうえでの違いを見てみよう。

村＼地目	田地（石）	構成比（％）	畑地（石）	構成比（％）
深江	四九二・四一	八四・六	八九・九三	一五・四
西青木	一七六・一一	九四・五	一〇・一八	五・五
東青木	一〇四・五四	七六・四	三二・三一	二三・六

㈱西青木村は、新田畑の構成比が不明で本高のみ、東青木は、尼崎藩領だけである。

まず、田、畑の比を見ると、西青木村は田の比率

が高いのに対し、東青木村が低く、深江村はその中間である。

	総石高(石)	人口(人)	船(艘)	(石/人)
深江	五八二・三四	六五四	一〇	〇・八九
西青木	二二三・八二	九一	〇	二・四六
東青木	二一五・〇九	一一四	五	一・八九

この表から明らかなように、西青木村、東青木村が一人当たりの石高が多いのに対し、深江村は極めて低い。一方、西青木村には、船がないのに対し、深江村、東青木村には船が一〇、五艘ずつある。また、深江村には大工もいた（変遷表の解説参照）。総じていえば、深江村が一番半農、半漁的な色彩が強いことになる。（東青木は片桐氏領も含む）

【2　享保十二年菟原郡村高帳】猿丸吉左衛門文書

享保十二丁未年
摂津国菟原郡村々高附帳　写シ
閏正月　深江組村々高覚
松平遠江守様御代

（中略）

同松平遠江守殿知行
一、高弐百拾三石四斗壱升七合　西青木村
　但、拝領高込高并新開改出共
（貼紙）
「内、百八拾六石弐斗九升　本高西青木」
（中略）
同松平遠江守殿知行
一、高六百八石五升弐合　深江村
　但、拝領高込高并新開改出共
（貼紙）
「内、五百拾七石七斗四升三合　本高深江」
一、村高弐百五拾弐石八斗七升五合　東青木村
内
百六拾弐石壱斗六升四合　松平遠江守殿知行
九拾石七斗壱升壱合　片桐石見守殿知行
（貼紙）
「内、百三拾六石八斗四升四合　本高東青木

尼崎領　」

解説

芦屋市の猿丸吉左衛門文書から、書き抜いた。芦屋市史編集室の写真版を利用させていただいた。この史料の各村の石高を、次頁の変遷表で検討してみると、正徳元年（一七一一）の数値に比べ大幅に増えている、同時にそれほど急激な変化は、近世を通じて他には見当たらないことが分かる。

もちろん、この十六年間にそれだけ耕地が増えたわけではない。たとえば寛文九年「大膳亮様領地調」の深江村（⑤）を見ると、本高五百十七石余のほかに、六十四石の新田があることが分かる。にもかかわらず、その後の郷帳や、高附帳は、十七世紀前半の石高を公称高として、用い続けたのであった。その後の増加分は、あくまで新田畑として扱い、そこから取れた米には課税するが、公称高には含めない。こんなやり方が、享保期まで続く。これで軍役や百姓夫役はかなり軽減される結果になっただろう。

一方、深江村の場合、寛文九年までは段階的に増加しているし、享保以降は三ヵ村とも、小刻みに増加していることが分かる。つまり、①十七世紀前半②享保期まで③それ以降、の三つの時期では、それぞれ、村高の公称に対する対応が、全く異なっていたのである。

なお、享保期には、新田に対する認識が大きく変化している。つまり、狭い意味での新田を享保期以降に限定、元禄―享保期の新田を古新田、と呼ぶようになったのである。幕府が享保十一年（一七二六）制定した新田検地条目は、それを反映しており、この条目が幕領に限らず、私領にも適用するよう指示したのである。

【3　深江・青木石高変遷】

年代 ＼ 村名		深江	西青木	青木	東青木	出典
① 慶長10	1605	(空白)	186.29		213.25	慶長国絵図
② 元和3	1617	470	186.29		213.25	摂津一国高改帳并領主村名附帳
③ 元和・寛永	戸田時代	470	186.29		(135)	大垣藩地方雑記
④ 正保3	1646	488.673	186.29		213.25	正保郷帳
⑤ 寛文9	1669	517.743 64.595	186.29 37.53		215.094	大膳亮様領地調
⑥ 延宝4	1676	470 18.673	186.29		213.25	摂州村々高書写
⑦ 天和・貞享	1681～7	517.743 79.340	186.29 23.725		215.094 24.484	尼崎領内高・家数・人数・船数等覚
⑧ 元禄11	1698	517余	186余		239余	摂津之国絵図
⑨ 元禄15	1702	517.743	186.29		239.045	元禄郷帳
⑩ 正徳1	1711	517.743	186.29		215.094	摂津国四郡村々役高引高帳
⑪ 享保12	1727	608.052	213.417		252.875	摂津国菟原郡村々高附帳
⑫ 享保20	1735	609.886	213.497		254.383	摂津国高調
⑬ 宝暦10	1760	517.743 97.33	186.29 32.377		(136.844 27.97)	摂津国尼崎領郷村高辻帳
⑭ 天明8	1788	620.063	219.112 97.352		(168.816)	御巡見様御通行御用之留
⑮ 天保2	1831	616.483	219.112		263.077	摂州一国村々高附帳
⑯ 天保5	1834	620.063	219.112		266.168	天保郷帳
⑰ 天保13	1842	621.737	219.112	98.588	170.656	竹垣御支配所摂・河・播村々高附帳
⑱ 明治1	1868	631.286	219.112	99.232	172.040	旧高旧領取調帳

解説

石高の変遷表は、一見、村高の変化を見るうえで極めて便利であるが、これまでも述べたように、実際は新田があるのに本高だけを記するなど、史料ごとにそれぞれの特徴があることを見きわめたうえで利用しなければならない。同時に、この表を利用することで、それぞれの史料には記されていない〝裏の数字〟も浮かび上がるように思う。それぞれ史料の所在と簡単なコメントをつけたい。

①は西宮市立図書館蔵。尼崎市地域研究史料館「地域史研究」を利用した。深江村は、村の存在は示してあるが石高は空白。また東青木村は単に「青木村」とだけ記してあるが、神戸市東灘区の高井宗官文書(『兵庫県史』史料編中世一)などに「東あふき」の地名があり、東青木の欄に入れた。

②は、天正十九年(一五九一)の題がついているが、近年の八木哲浩らの研究で、元和三年六月ごろの状況を示していることが分かっている(前掲「地域史研究」)。

③は、元和三年(一六一七)入部、寛永十二年(一六三五)に岐阜・大垣へ転封した戸田氏鉄時代の史料(『尼崎市史』五巻一五〇頁)。東青木村は片桐氏(大和小泉藩)と尼崎藩の相給地だったため尼崎領の分しか分からず、カッコを使った。

④は、地域研究史料館にある、岸岡茂文書の写真版を利用させていただいた。文書の奥書には「慶安元年戊子九月吉日」とあるが、内容的には正保郷帳とみられている。

⑤は、加藤省吾文書(地域研究史料館架蔵)。表の中の下段は、本高のほかの新田畑の高である。

⑥は、「関西学院史学」掲載。幕府の延宝検地に備えて、正保郷帳をもとに作られたとみられる。

⑦は、前掲「地域史研究」掲載。下段は新田高。

⑧は、西宮市、高井敬治氏が所蔵していた絵図で西宮市役所行政資料室に部分の写真がある。

⑨は、『神戸市史』掲載史料を利用した。東青木村だけ、⑦の資料の新田分が加算されている。

⑩は、神戸深江生活文化史料館にある松田文書による。これは単に石高の記載に止どまらず、夫役高

を記しているのが特徴。抜すいすると、

一、役高百八拾六石弐斗九升　　同郡　西青木村
一、役高百六石八斗四升四合　　同郡　東青木村
　外高三拾石　　浦辺水主高役引
　外高七拾八石弐斗五升　　片桐主膳正様
　　御知行所
一、役高四百拾五石七斗四升三合　同郡　深江村
　外高三拾弐石　　大工高役引
　高七拾石　　浦辺水主役高引

となっている。「大膳亮様　領地調」の解説の項で西青木村には船がなく、東青木村は深江村の半分の船があることを述べたが、浦辺水主役が、その比率に一致。水主役の分だけ、一般の夫役が軽減されている。大工役とは、深江に大工が住んでいて、領主の普請にかり出された夫役であろう。

⑪は、前述の如く、芦屋の猿丸文書。

⑫は、「関西学院史学」掲載史料。

⑬は、宝暦十年、尼崎藩主松平遠江守が幕府に本高と新田高を別帳にして提出したもの（『尼崎市史』五巻一八一頁）。この新田については、享保元年（一七一六）、延享三年（一七四六）に「御改」、その後の開発分を掲載した、と断り書きをしているが、⑤の史料などを見ると、「御改」以前にも藩は既に課税ずみで、幕府に対し過小報告をしたらしい。

⑭は前掲「地域史研究」掲載史料。東青木村が極端に減り、西青木村が増えているが、東青木村の「百六十八石…」は、旧尼崎藩領だったものが、明和六年（一七六九）上知令で幕府領となった石高。西青木村の「九十七石…」は、旧大和小泉藩領から、同じ時幕府領になった東青木の石高で、東青木の小泉藩領分を、西青木村分として記録しているらしい。なお、この史料では、船数は深江三十二、東青木六、西青木ゼロ、に変わっている。

⑮は、西宮市の中島直行文書で、西宮市役所行政資料室の写真版を利用させていただいた。

⑯は、地域研究史料館の写真版による。

⑰は、神戸深江生活文化史料館蔵の松田文書。

⑱は、木村礎校訂『旧高旧領取調帳』（近藤出版社）。

この表で、石高の大ざっぱな変化の時期を追うと、

深江村……寛文期、享保期、天明期、幕末期

西青木村…享保期

東青木村…元禄期、享保期、天保期

がそれぞれ変化期に当たっている。しかし、それはその時期が、新田開発期、というのではない。たとえば、深江村の寛文検地では、本高五百十七石余りのほかに、すでに六十四石余りの新田があるが、これがいわゆる公称高として本高に繰り入れられたのは、享保期になってからである。しかし、この新田が課税対象であったことはいうまでもない。つまり村高の実態とかけ離れた石高が、調査され記載されているのである。いわゆる「表高」と「実高」との差が生まれる原因でもある。

これに対し、近世初期は、「表高」と「実高」の差をできるだけなくする配慮がされていたのではなかろうか。深江村の場合、③と④の史料で十八石余りの差が生じている。ところが、④の史料をもとに作られた、とみられる⑥の史料によると、

一、高四百七拾石　（青山大膳亮領）　深江村
同断　（本庄）　同庄

外ニ新田高　拾八石六斗七升三合有

とあって、この増加分の十八石は新田高であることが分かる。正保、寛文期、いずれも深江村の本田高は増加している。これは、藩体制の確立期にあって、藩側が在地の掌握を進めようとしていることが分かる。

ではなぜ、寛文期を境に検地をして課税はするが、公称高には含めない、という中途半端なことをしたのか。これは、領主階級内部の家格の問題もからむが、ひとつの展望を示すとすれば、幕府に対する大名・旗本の軍役の問題がある。

軍役は、戦場に人夫を駆り出す動員のほか、上洛、日光参詣、参勤交代などの動員、築城・用水普請などの動員など極めて多様だったが、戦乱の鎮圧、大規模土木工事の激減などで、寛永期を境に余剰傾向

が顕著になる。これはまず、幕府法令に徴発基準の緩和として表れた（質的軽減）。

さらに、新田高を軍役高に加えなくなったと考えられる（量的軽減）。前掲一一頁の表の③の史料に、寛文以降の新田増加分について、尼崎藩主は「享保元年（一七一六）、延享三年（一七四六）に幕府の調査があり、上申した」と幕府に報告しており（『尼崎市史』五巻）、幕府は実高と表高の差に、あまり神経をつかわなくなっている様子がわかる。

一方、寛文期ごろに、新田として扱っていた石高が元禄―享保期に、本高に繰り入れられるのは、「新田」という言葉の意味そのものが変化したためと思われる。（一〇頁参照）

なお、深江村の検地帳は寛文四年（一六六四）が初見だが、村高が再三増えており、青山氏が入部した寛永十二年（一六三五）から、正保三年（一六四六）までに検地があったとみられる。西青木、東青木については、寛文後期に相次いで検地が行われている（『尼崎市史』二巻）が、検地帳は見当らない。

二、検地帳

【4　寛文四年深江村検地帳】

寛文四年甲辰三月

摂カ州菟原郡深江村検地帳

上田　弐拾八間　五畝拾八歩　新　助
上田　十壱間　三間　八畝拾壱歩　惣　助
上田　五十二間半　六間　壱反拾五歩　六　兵　衛
上田　五十弐間　七間半　壱反三畝歩　源　五　助
中田　拾壱間　三間　拾三歩　助左衛門
上田　五間　五十四間半　九畝拾七歩　九右衛門
上田　五拾壱間　五間　八畝拾五歩　源　兵　衛
上田　五十壱間　五間半　九畝拾壱歩　吉左衛門
上田　五拾間　五間　八畝拾歩　藤左衛門
上田　五十間半　九間半　壱反六畝歩　庄左衛門
上田　三十四間半　五間半　六畝拾歩　善　太　夫
中田　三十五間　七間　八畝五歩　与　市　良

中田	拾壱間弐間	四畝拾弐歩	藤左衛門
上田	拾五間半九間	四畝廿歩	彦左衛門
上田	四十五間半	八畝八歩	源兵衛
下田	弐間拾四間半	壱畝五歩	仁助
上田	三十五間半六間	七畝三歩	作右衛門
中田	三十三間八間	八畝十四歩	新助
中畑	三間四間半	拾四歩	太良左衛門
中田	七拾壱間	弐畝廿壱歩 四歩入	太良左衛門
中田	三五間間	拾五歩	太良左衛門
中田	四拾弐間七間半	壱反拾五歩	与兵衛
中田	四拾間九間半	壱反弐畝廿五歩	忠兵衛
中田	九間七間半	弐畝七歩	六郎兵衛
中畑	九間三間半	壱畝弐歩	久三良
中畑	拾壱間五間半	弐畝壱歩	佐右衛門
中田	八間参拾弐間半	九畝弐歩	作兵衛
中田	四十三間七間半	壱反廿三歩	太良左衛門
中田	卅四間半四間半	五畝五歩	惣兵衛
下田	拾六五間間	三畝歩	長太良
中畑	拾壱五間間	壱畝廿五歩	与左衛門
下田	拾四間半七間	三畝拾弐歩	与次兵衛

中畑	拾六間半	三畝九歩	与次兵衛
中畑	拾四間半三間	壱畝廿壱歩	与惣右徳門
中畑	十三間半八間	三畝廿五歩	与惣兵衛
下田	十五間半五間	弐畝拾八歩	久右衛門
中田	六間半四間	弐拾七歩	佐右衛門
下田	三十壱間半七間	七畝拾壱歩	与兵衛
下田	五三間半	拾八歩	与次兵衛
中畑	拾四間半三間	壱畝拾九歩	弥一右衛門
下畑	弐拾四間四間	三畝六歩	久太夫
下田	三拾四間拾六間	壱反八畝四歩	久右衛門
中田	三十七間拾間半	壱反弐畝廿九歩	助右衛門
中田	拾六間拾間	五畝拾歩	惣太夫
中畑	八間七間半	弐畝歩	惣太夫
中田	三十三間五間半	五畝拾八歩	与惣兵衛
下田	弐拾七間拾壱間	九畝廿七歩	六右衛門
下畑	七弐拾間	四畝廿歩	弥兵衛
中田	拾六拾四間	七畝拾四歩	忠兵衛
下田	三十六拾間	壱反弐畝歩	作右衛門
中田	七間半拾八間半	六畝五歩	孫右衛門
中田		壱畝弐拾三歩	久右衛門

中田	拾七間半 弐間	三畝歩	喜兵衛
下畑	拾壱間半 九間	三畝拾五歩	助左衛門
下田	拾壱間半 廿三間	弐畝歩	仁兵衛
中田	九間半 廿四間	七畝拾壱歩	助兵衛
中田	九間半 廿三間	七畝拾三歩	弥一右衛門
中田	拾間半 廿九間	壱反五歩	市良兵衛
下畑	四拾四間 四拾弐間	五畝拾八歩	助兵衛
中田	五間半 拾七間	三畝四歩	作右衛門
下田	拾四間 卅一間	壱反四畝拾四歩	作兵衛
中田	拾弐間 卅三間	壱反三畝六歩	惣左衛門
中田	拾三間半 廿四間半	壱反壱畝壱歩	善兵衛
中田	卅九間半 四間	五畝八歩	六良兵衛
中田	五間半 廿一間	三畝廿八歩 内拾歩入	孫太夫
下畑	拾間 拾間	三畝拾歩	孫八
中田	九間半 廿弐間半	七畝四歩	与左衛門
下田	卅弐拾間 卅一間	弐反弐拾歩	助兵衛
下田	拾三間 拾七間	七畝拾壱歩	助兵衛
下田	拾七間半 廿八間半	壱反六畝拾九歩	庄左衛門
下田	七間半 九間半	弐畝拾壱歩	善兵衛
下田	七間半 廿六間半	六畝六歩	忠兵衛

下々田	拾壱間半 拾六間	六畝四歩	助左衛門
下々田	拾壱間半 拾六間半	六畝拾歩	与惣兵衛
下田	拾六間半 弐拾間半	壱反廿八歩	庄左衛門
下田	拾八間半 廿六間半	壱反六畝壱歩	嘉左衛門
中畑	八間 七間半	弐畝歩	善兵衛
下々田	弐拾弐間 六間	四畝拾弐歩	善右衛門
下々田	四拾七間半 拾七間半	弐反六畝廿八歩	助左衛門
下田	拾五間 廿五間	八畝拾歩	与惣兵衛
下々田	拾五間 廿二間半	壱反壱畝八歩	孫太夫
下田	拾壱間 拾八間半	六畝廿四歩	孫八
下田	拾三間 廿三間	九畝廿九歩	与惣兵衛
下田	拾七間半 廿一間半	壱反弐畝拾五歩	与惣兵衛
下田	弐拾間 三十五間	弐反三畝拾歩	喜兵衛
下田	弐拾壱間 弐拾弐間	壱反五畝拾二歩	源右衛門
下田	八間半 拾六間半	四畝廿歩	善右衛門
下田	弐拾間半 五間	三畝拾三歩	孫八
下田	拾七間半 拾壱間	六畝拾三歩	源右衛門
下田	拾八間 廿三間	壱反三畝廿四歩	源右衛門
下田	拾五間半 弐拾四間半	壱反弐畝廿歩	助兵衛
中田	九間 拾六間半	四畝拾九歩	作右衛門

中田　拾三間　拾七間半　七畝拾八歩　太良右衛門
下田　拾七間　弐拾間半　四畝廿四歩　弥次兵衛
下田　廿六間　廿一間　四畝六歩　忠兵衛
中田　廿八間半　廿間半　壱反弐畝拾九歩　佐次右衛門
中田　拾七間　拾弐間　弐畝廿四歩　佐次右衛門
下田　拾弐間　廿五間半　壱反六歩　久右衛門
下田　廿壱間　拾間　七畝歩　弥次兵衛
下田　拾五間　拾八間　九畝歩　九右衛門
下田　廿三間　廿六間　壱反九畝廿八歩　忠兵衛
中田　拾五間　拾弐間半　弐畝三歩　佐次右衛門
下田　拾六間半　弐拾間　壱反壱畝四歩　助左衛門
中田　拾四間　廿二間半　壱反拾五歩　与次兵衛
中田　拾八間半　廿二間半　壱反三畝廿歩　吉兵衛
中田　拾七間　三間　壱畝廿壱歩　喜兵衛
中田　八間半　廿一間半　五畝廿弐歩　四良次良
中田　拾壱間半　拾六間半　六畝四歩　孫八
中田　拾五間　廿二間半　壱反壱畝八歩　藤左衛門
下々田　拾四間　五間　弐畝拾歩　仁兵衛
下田　拾九間半　拾九間半　壱反弐畝廿歩　与兵衛
中田　拾壱間半　廿三間　八畝拾五歩　喜兵衛

中田　弐拾間半　九間半　三畝廿九歩　孫八
中田　拾九　拾七間　壱反弐拾三歩　藤左衛門
中田　廿三間　拾弐間半　八畝拾三歩　藤左衛門
下田　拾八間　六間半　三畝廿壱歩　仁兵衛
下田　拾五間半　拾八間半　四畝拾弐歩　仁兵衛
下田　廿三間　拾六間半　壱反弐畝廿歩　忠兵衛
下々田　拾壱間半　拾三間　五畝歩　忠兵衛
下田　拾三間　九間　四畝弐歩　助左衛門
下田　九間半　八間半　弐畝拾六歩　与一郎
下田　八間　拾間半　弐畝廿四歩　与一郎
下田　廿二間　拾八間半　壱反三畝拾七歩　助左衛門
下々田　九間半　八間半　弐畝拾七歩　忠兵衛
下田　拾三間　拾弐間半　五畝拾三歩　助左衛門
下田　三間　拾壱間　七畝七歩　与一郎
下田　九間　拾間半　三畝拾歩　与一郎
下田　弐十間半　七間半　五畝四歩　助兵衛
下田　廿一間半　廿一間半　壱反五畝拾弐歩　助兵衛
下田　八間半　八間半　弐畝八歩　藤左衛門
下田　拾九　六間　三畝廿四歩　与惣兵衛
中田　拾四間半　拾四間　四畝廿五歩　六良兵衛

下田	拾七間半四	弐畝拾歩	忠兵衛
下田	拾壱間半拾八間半	七畝三歩	善右衛門
下田	拾壱間廿七	九畝廿七歩	弥治兵衛
下田	八八間	弐畝四歩	藤左衛門
下田	拾九間半	七畝拾四歩	六良兵衛
中田	拾壱間半拾五間	五畝廿三歩	忠兵衛
下田	廿五	拾三間半	壱反壱畝八歩	皿池
中田	拾九間半	三畝廿四歩	源右衛門
中田	拾壱間廿五	九畝五歩	弥兵衛
中田	拾壱間	七畝廿壱歩	源太夫
下田	廿壱間半六間	四畝九歩	同人
下田	五四間半	八畝廿壱歩	惣助
下田	三拾壱間半拾八間	壱反弐畝八歩	源左衛門
下田	三拾九間半	壱反壱畝弐歩	善兵衛
中田	拾六間廿一	壱反壱畝六歩	源太夫
中田	三十二間半拾六間	壱反六畝八歩	六良兵衛
下田	拾壱六	弐畝六歩	六良兵衛
下田	拾間半廿八	九畝廿四歩	嘉左衛門
中田	拾間四十九間半	壱反六畝拾五歩	喜兵衛
中田	拾弐間半	四畝五歩	善左衛門

中田	廿弐間半拾壱間半	八畝拾九歩	善左衛門
中田	廿八四間	六畝拾弐歩	源五助
中田	三十三間半拾間半	壱反壱畝廿弐歩	助左衛門
下田	拾四十五間三間	壱反九畝拾五歩	久左衛門
下田	弐拾三間	弐拾六歩	孫太夫
下田	四十五間半	八畝拾六歩	九兵衛
中田	拾壱拾弐間	四畝拾弐歩	源五助
中田	三十九間半	九畝廿九歩	四良治郎
中田	四十四拾壱間	壱反六畝四歩	久右衛門
下田	拾八拾弐間	七畝六歩	孫太夫
下田	廿九七間	八畝三歩	清右衛門
中田	四十五間半	八畝八歩	吉左衛門
中田	四十七間半四十七	壱反壱畝三歩	助左衛門
下田	四十八間半	壱反三畝拾四歩	長右衛門
中田	廿八四間半	三畝廿四歩	惣助
中田	三拾五八間半	九畝廿八歩	久兵衛
下田	廿三八間半	六畝拾六歩	藤左衛門
下田	六廿八間	五畝拾八歩	源太夫
下田	四十九六間半	壱反拾九歩	藤左衛門
中田	廿八五間	四畝弐拾歩	仁右衛門

中田	弐拾壱間	七畝拾歩	弥兵衛
中田	九間 廿二間	六畝拾八歩	吉右衛門
中田	三十二間	九畝拾八歩	仁助
中畑	廿五間半 六間	五畝三歩	六兵衛
下畑	拾間半 弐間	弐拾壱歩	善兵衛
中畑	四拾四間	弐畝三歩	嘉左衛門
中田	七間 拾弐間半	弐畝弐拾八歩	嘉左衛門
中田	廿五間半 拾間半	八畝廿八歩	佐右衛門
中田	廿八間半 拾間半	九畝廿九歩	孫右衛門
中田	廿九間半 九間半	八畝廿六歩	市右衛門
中田	拾弐間 五間	弐畝歩	嘉左衛門
中田	拾六間 拾間半	三畝九歩	源左衛門
中田	拾間半 拾九間半	六畝廿五歩	善右衛門
中田	拾壱間半 拾壱間半	三畝廿五歩	助兵衛
中田	拾間半 廿八間半	九畝廿九歩	久太夫
中田	廿九間半 九間半	八畝廿六歩	九右衛門
下田	九間 廿八間	八畝拾弐歩	源右衛門
中田	廿六間半 拾間半	八畝廿五歩	与次兵衛
中田	四拾六間半 拾壱間半	八畝廿七歩	助兵衛
中田	三十八間 九間	壱反拾弐歩	助左衛門

中田	四拾七間半	壱反歩	新助
下田	五拾五間半 四拾四間	九畝廿七歩	惣左衛門
中田	三十三間半 拾間半	壱反壱畝廿弐歩	与惣右衛門
下田	三拾間半 拾七間半	壱反七畝九歩	助左衛門
中田	四拾六間半 六間半	壱反四歩	与惣右衛門
中田	五十六間半 九間半	壱反七畝拾七歩	忠兵衛
下田	三拾九間半 六間半	八畝拾七歩	四良次良
下田	五拾五間半 五間半	壱反五歩	久兵衛
中田	五拾四間半 九間	壱反六畝拾壱歩	与次兵衛
下田	四間 五拾間半	七畝拾七歩	目くら
下田	三拾六間半 七間	七畝九歩	惣太夫
下田	五十九間 九間半	壱畝拾八歩	助左衛門
下田	五拾五間半 拾五間	弐畝拾八歩	藤左衛門
中田	拾七間半 拾六間	七畝歩	与三左衛門
中田	拾五間 七間	七畝拾歩	弥市右衛門
下田	三十九間 七間	九畝三歩	六良兵衛
中田	三十九間 六間	七畝廿四歩	与惣左衛門
下田	廿三間半 七間半	五畝廿六歩	市良兵衛
中田	拾六間半 拾弐間	六畝拾八歩	弥市右衛門
中田	拾弐間 拾間半	四畝六歩	与兵衛

中田　拾三間半　拾六間半　七畝拾三歩　与兵衛

下田　拾間半　廿五間　壱反弐畝八歩　仁兵衛

下田　廿六間　廿三間　六畝九歩　久右衛門

中田　拾間半　三拾五間　壱反弐畝八歩　善九良

中田　壱間　四間　四歩　新左衛門

下田　拾弐間　拾五間　六畝歩　与次兵衛

中田　廿四間　五間　五畝弐拾歩　孫右衛門

下田　拾弐間　廿二間　壱反弐畝廿四歩　助左衛門

中田　拾間半　廿五間　壱反弐畝歩　善九良

下田　拾弐間　拾六間半　六畝拾八歩　助左衛門

下田　拾四間半　拾七間半　八畝拾四歩　助左衛門

下田　拾壱間　拾弐間半　四畝拾八歩　与次兵衛

下田　三拾間半　拾間半　壱反廿歩　与惣兵衛

中田　廿六間半　八間半　九畝廿弐歩　弥兵衛

下田　拾壱間半　廿九間　壱反壱畝四歩　九右衛門

下田　九間半　廿五間半　八畝弐歩　源右衛門

下田　五間半　拾六間半　三畝壱歩　源太夫

中田　拾六間　廿二間　壱反三畝弐歩　仁助

下田　廿七間半　八間半　九畝拾弐歩　佐兵衛

中田　拾弐間　廿七間半　壱反壱畝歩　善九良

下田　拾九間半　拾五間半　壱反廿四歩　惣助

下田　廿七間半　廿弐　四畝拾八歩　与惣右衛門

下田　拾六間　廿五間半　壱反壱畝廿弐歩　市良兵衛

下田　拾弐間半　拾壱間　四畝拾八歩　源右衛門

下田　拾弐間　拾四間半　五畝廿五歩　惣太夫

下田　拾三間　拾四　六畝弐歩　仁助

下田　拾五間　拾七　八畝拾五歩　惣兵衛

下田　拾三間半　廿三　壱反拾壱歩　久右衛門

下田　拾九間半　拾間　三畝拾歩　三良右衛門

下田　四間半　拾弐間半　壱畝廿五歩　惣太夫

下田　六間半　拾壱間半　弐畝拾五歩　惣太夫

下田　拾壱間半　拾六間半　六畝拾歩　仁助

下田　八間半　拾四　三畝廿九歩　惣兵衛

中田　廿七間　拾　九畝歩　弥市右衛門

中田　拾間半　拾七　五畝廿九歩　三良右衛門

下田　廿九間半　廿四　七畝拾八歩　六右衛門

下田　拾壱間半　拾壱間　四畝七歩　四良次郎

下田　拾間半　拾三間半　四畝廿弐歩　源助

下田　拾壱間半　廿　七畝弐拾歩　与左衛門

下田	廿拾壱間半	七畝拾六歩	七兵衛
下田	廿拾間半	九畝廿九歩	久右衛門
下田	拾五間半	五畝八歩	四良次郎
下田	拾廿壱六間半	壱反壱畝拾四歩	九右衛門
下田	拾壱三間半	四畝廿九歩	源助
下田	拾間四間半	五畝弐歩	与左衛門
下田	卅壱拾間半	壱反廿六歩	助左衛門
下田	拾卅五間半	壱反壱畝廿五歩	孫八
下田	拾弐七間	六畝弐拾四歩	孫八
下田	拾五三間	壱反壱畝拾五歩	助左衛門
下田	六五間半	壱反拾五歩	同人
下田	五十二間半	壱反三畝歩	源太夫
下田	四拾七間半	弐畝拾歩	源左衛門
下田	弐拾五間半	弐拾五歩	六兵衛
下田	卅拾間半	壱反五歩	助左衛門
下田	九廿三間半	七畝弐歩	同人
下田	拾壱廿八間半	壱反拾四歩	与惣兵衛
下田	六五拾三間	壱反六歩	庄左衛門
下田	三拾八間	壱畝廿四歩	喜兵衛
下田	五弐間半	拾三歩	久兵衛

中田	六五十七間半	壱反弐畝拾壱歩	佐右衛門
下田	拾壱五間半	五畝廿八歩	市右衛門
下田	拾三間	壱反歩	市良兵衛
下田	拾壱廿六間半	九畝廿弐歩	同人
下田	六十一六間	壱反弐畝六歩	与次兵衛
下田	五十六五間	九畝拾歩	新助
下田	六十八五間半	壱反壱畝廿一歩	善右衛門
下田	拾三拾間	四畝拾歩	九右衛門
下田	五十九五間	九畝廿五歩	弥次兵衛
下田	拾間五三拾弐間半	壱反壱畝拾壱歩	助左衛門
下田	五五間五十七間半	壱反拾六歩	善兵衛
下田	廿五五間半	四畝八歩	弥一右衛門
下田	七三拾間	七畝歩	甚右衛門
下田	弐五間半	拾四歩	助左衛門
下田	六拾四間	弐畝廿四歩	吉右衛門
下田	三拾四間半	壱畝拾九歩	仁右衛門
下田	廿八七間	六畝拾六歩	善太夫
下田	六四間半	弐拾九歩	三良兵衛
下田	拾壱三間	四畝廿三歩	仁助
下田	六拾壱間	弐畝六歩	惣助

下田	拾三間半五間	弐畝八歩	吉左衛門
下田	廿六間半八間半	六畝五歩	与　市　郎
下田	六間半九間半	壱畝廿九歩	与惣右衛門
下田	五間半七間半	壱畝九歩	与　　助
下田	五十六間半五間半	壱反八歩	忠　兵　衛
下田	五五間半五十五間半	九畝八歩	清右衛門
下田	五十七間半五十六間	壱反三畝弐歩	助左衛門
下田	廿七間六間	五畝拾弐歩	長　兵　衛
下田	五十九間半五十六間	壱反七畝廿弐歩	助左衛門
中田	拾壱間半拾弐間	四畝拾八歩	久　三　良
下田	五五間半五十八間	壱反拾九歩	久　兵　衛
下田	五十九間半五十六間	壱反七畝廿二歩	吉左衛門
下田	廿六間	五畝六歩	与惣兵衛
下田	五十九間半五十六間	壱反七畝廿弐歩	助左衛門
下田	五七間半五十六間	壱反四畝拾歩	助左衛門
中田	拾九間	五畝拾弐歩	与　　助
下田	卅六間四間	四畝廿四歩	与　市　良
中田	卅五間半八間	九畝拾四歩	作　兵　衛
中田	拾八間五間	四畝八歩	与惣左衛門
中田	拾弐間半	六畝廿五歩	三良兵衛

下田	廿拾壱間八間	壱反八歩	新　兵　衛
下田	廿拾壱間五間	九畝五歩	惣　兵　衛
中田	廿五間半七間半	五畝壱歩	惣　兵　衛
中田	八廿八間半	七畝廿八歩	与惣左衛門
中田	拾拾五間	五畝歩	三良兵衛
中田	廿拾五間弐間	壱反壱畝拾壱歩	与　　助
下田	廿七間半拾壱間	壱反三歩	源　兵　衛
中田	三十拾間半	壱反拾五歩	六右衛門
下田	拾六間半拾七間	三畝廿壱歩	弥　兵　衛
下田	拾三間半拾三間	七畝五歩	惣　　助
下畑	拾三間四間	壱畝廿四歩	庄左衛門
下畑	拾三間	壱畝九歩	与　　助
下々畑	拾弐間七間	弐畝廿四歩	助左衛門
下々畑	拾六間半拾三間半	弐畝廿八歩	孫右衛門
下田	三拾九間三間半	八畝拾四歩	弥　兵　衛
下田	十四間半	壱畝拾壱歩	庄左衛門
下畑	拾三間	壱畝九歩	三良兵衛
下々畑	拾弐間六間	弐畝拾弐歩	庄左衛門
下々畑	拾六間半拾弐間	五畝拾五歩	孫右衛門
下々畑	拾六間半拾弐間半	弐畝廿壱歩	角　兵　衛

下々畑　六拾壱間半　弐畝拾弐歩　忠右衛門
下田　弐拾三間　八畝廿歩　七兵衛
下田　拾壱間　拾弐間半　四畝拾八歩　与助
下々田　拾弐間五間半　弐畝九歩　六右衛門
下々田　拾壱間　拾三間半　四畝廿九歩　助左衛門
下々畑　拾壱間　六間　弐畝六歩　太兵衛
下々畑　六間半　拾壱間　弐畝拾弐歩　庄兵衛
下々田　拾弐間　九間半　三畝廿四歩　仁助
下々田　拾間半　拾四間半　四畝廿七歩　六右衛門
下々田　拾間　四間　壱畝拾歩　庄五良
下々畑　拾壱間　拾壱間半　三畝廿五歩　助左衛門
下々田　拾弐間半　廿九間　壱反弐畝三歩　助左衛門
下々畑　八間半　九間半　弐畝廿壱歩　四良次良
下々畑　八間　九間　弐畝拾弐歩　善九良
下々畑　拾間　五間半　壱畝廿八歩　同人
下田　拾三間　廿四間　壱反拾弐歩　九良兵衛
下田　拾四間半　拾七間半　八畝七歩　嘉左衛門
下田　拾六間半　卅五間半　壱反九畝八歩　仁助
下々田　八間半　九間半　弐畝廿壱歩　四良次良
下々畑　四間　六間　弐拾四歩　善九良

下々畑　弐間半　五歩　甚九良
下田　拾八間半　拾五間半　九畝拾七歩　源五助
下田　拾壱間　廿四間　八畝廿四歩　作兵衛
下田　四十弐間半　五間半　七畝三歩　善太夫
下田　六間半　廿間　四畝三歩　善太夫
中田　拾九間半　卅間半　壱反三畝廿五歩　甚九良
下田　四間半　五十九間半　八畝廿八歩　善兵衛
中田　五間　六十間半　壱反三歩　新助
下田　卅五間半　五畝三歩　助兵衛
下田　八間　廿八間　七畝廿弐歩　与惣兵衛
下田　拾九間半　拾九間半　六畝拾五歩　甚九良
下田　六間　六十間　壱反弐畝歩　仁兵衛
下田　五間半　六十壱間半　壱反壱畝六歩　太良兵衛
中田　六間半　六十間半　壱反三畝三歩　惣兵衛
下田　廿九間半　六間半　五畝廿七歩　久右衛門
下田　拾六間半　八間半　四畝廿歩　仁右衛門
下田　拾九間半　廿六間半　三畝五歩　仁右衛門
下田　八間　四間　壱反六畝廿四歩　助左衛門
下畑　八間　四間　壱畝弐歩　同人
中畑　六間　廿弐間半　四畝拾五歩　与惣左衛門

下々畑　拾弐間半　拾七間　壱畝拾三歩　市良兵衛
下畑　四四間　四間　拾六歩　目くら
下畑　拾弐間半　拾間半　弐拾五歩　助左衛門
中畑　四拾九間半　四間　弐畝拾八歩　六良兵衛
中畑　拾四間　拾八間半　弐畝拾四歩　与一良
下々畑　拾五　六間　弐畝廿歩　新三良
下々畑　拾弐　拾三間半　弐拾七歩　市郎兵衛
下畑　四　六間　廿四歩　藤左衛門
下々畑　三　五間　半間　拾八歩　惣助
下畑　四　廿三間半　三畝拾六歩　助左衛門
下畑　拾弐間半　四間　壱畝廿歩　九右衛門
下田　廿　八　七間　七畝六歩　庄左衛門
下田　拾九間半　廿七間半　壱反七畝廿六歩　孫右衛門
下田　拾間半　卅壱間半　壱反壱畝壱歩　庄左衛門
下畑　三間半　拾七間半　弐畝壱歩　与三兵衛
下畑　六　弐間　半間　拾五歩　源兵衛
下田　拾壱間半　廿五間半　九畝廿三歩　庄兵衛
下田　廿七　拾壱　間　九畝廿七歩　助左衛門
下田　拾弐　卅間半　壱反弐畝六歩　作右衛門
下田　拾弐間半　廿七間　壱反壱畝八歩　新兵衛

下田　四　六　間　弐拾四歩　六良兵衛
下田　三間半　拾五間半　壱畝廿四歩　与兵衛
中畑　拾七　五　間　弐畝廿五歩　仁兵衛
下田　拾七　弐間　半間　壱畝拾三歩　新助
下畑　三間半　拾九間半　弐畝八歩　長次郎
中畑　拾六　拾四　間　弐畝廿七歩　吉左衛門
下田　四間半　廿弐間　三畝廿六歩　内拾七歩入　仁兵衛
中畑　三　六間　弐拾三歩　内五歩入　与兵衛
中畑　廿七　廿四間半　五畝廿弐歩　新助
下畑　拾七　五間　弐畝廿五歩　長助
中畑　六　廿　九間　五畝廿四歩　新助
中畑　八　拾壱　間　弐畝廿八歩　新助
下畑　四　拾五　間　弐畝歩　助左衛門
下畑　六　八　間　半間　壱畝廿壱歩　善太夫
下畑　六間　廿九　半間　六畝九歩　源兵衛
下々畑　九　廿三　間　七畝歩　内三歩入　忠兵衛
下田　六　五　間　半間　弐畝三歩　新兵衛
下田　拾六　廿弐間　半間　壱反壱畝拾九歩　善太夫
下畑　拾壱　拾五　間　五畝拾五歩　庄左衛門
下畑　拾九　弐間　半間　三畝廿四歩　善太夫

中畑　九間半五間半　壱畝廿弐歩　源兵衛
下田　卅三間拾八間　壱反九畝廿四歩　新兵衛
中畑　廿弐間半拾五間半　壱反壱畝拾五歩　源兵衛
中田　拾三間拾六間　弐畝拾八歩　源兵衛
中畑　拾壱間半拾三間半　壱畝拾歩　源兵衛
下田　五間半拾間半　壱畝廿八歩　忠兵衛
下田　五間半九間半　壱畝拾八歩　六兵衛
下田　廿四間半拾四間半　壱反壱畝廿五歩　与惣右衛門
下田　廿五間廿壱間　壱反七畝拾五歩　仁助
下田　廿三間拾三間　八畝弐拾歩　新助
中畑　五間半五間半　壱畝歩　忠兵衛
中畑　八間半三間半　壱畝歩　六兵衛
下田　廿間半拾弐間半　八畝拾六歩　忠兵衛
下田　拾七間半弐間半　壱畝拾二歩　源兵衛
下田　廿間拾四間　壱反拾九歩内一畝九歩入　与惣兵衛
下田　六間半六間　壱畝九歩　庄左衛門
下畑　六間半拾間半　弐畝八歩　惣助
下田　拾九間半拾壱間半　七畝九歩　源五助
下田　拾五間半拾間　五畝五歩　忠兵衛
中畑　廿間半弐間半　弐畝歩内九歩入　善九良

下々田　廿三間拾五間半　壱反壱畝廿七歩　長助
下田　卅八間卅八間半　壱反弐拾三歩　市良兵衛
下田　廿七間半拾八間　壱反六畝拾五歩　源五助
中畑　拾三間拾六間半　三畝四歩内九歩入　六良兵衛
下田　三間半拾八間半　弐畝三歩　善九良
下畑　拾五間拾四間半　弐畝弐歩　吉右衛門
下々田　卅七間卅七間　七畝歩　助左衛門
下田　四十間四十七間半　壱反歩　弥兵衛
下田　廿四間廿七間　五畝拾八歩　市良兵衛
下田　弐拾八間弐拾八間　壱反弐畝歩　助兵衛
下田　廿七間廿拾間半　九畝拾四歩　新助
中田　弐拾九間弐拾九間半　壱反三畝歩　六右衛門
下田　廿五間廿三間　弐畝拾五歩　同人
中田　拾三間拾三間　壱畝九歩　吉左衛門
下田　廿五間拾三間　壱反弐拾五歩　仁右衛門
下田　拾壱間九間半　三畝拾四歩　善太夫
下田　廿五間半拾八間　壱反五畝九歩　作兵衛
中田　拾八間半廿二間　壱反三畝拾八歩　新三良
中田　拾八間半廿四間半　壱反四畝廿壱歩　又兵衛
中田　四十一間六間半　八畝廿七歩　仁兵衛

中田	拾七間半	三畝拾九歩	喜右衛門
下田	拾六間半	壱反四畝廿歩	久兵衛
中田	廿六間半	壱反四畝拾七歩	太良左衛門
下田	拾壱間半	九畝弐拾歩	孫太夫
下田	廿七間半	壱反壱畝八歩	九兵衛
下田	弐八間	壱畝廿六歩	新左衛門
中田	四十三間半	八畝廿壱歩	喜右衛門
下田	六八間	五畝拾八歩	仁助
下田	拾壱間半	壱反五歩	作右衛門
下田	廿六間半	壱畝拾六歩	新左衛門
下田	弐三間	九畝拾壱歩	善兵衛
中田	拾壱間半	壱反五畝廿九歩	久太夫
中田	廿五間半	壱反六畝拾歩	孫右衛門
中田	拾六間半	壱反六畝拾三歩	長右衛門
中田	廿六間半	七畝廿四歩	庄左衛門
中田	拾八間半	三畝廿四歩	庄左衛門
中田	廿九間	六畝弐歩	惣助
中田	拾七間	六畝廿五歩	六右衛門
中田	廿九間	八畝歩	作右衛門
中田	拾九間半	八畝三歩	作右衛門
中田	拾七間半	弐拾七歩	六右衛門
下田	拾六間	五畝拾弐歩	庄左衛門
中田	廿六間半	壱反六畝七歩	惣助
下田	拾壱間	八畝拾五歩	六右衛門
下田	廿六間	壱反三畝拾五歩	長助
下田	拾弐間半	八畝拾五歩	藤左衛門
下田	廿七間	壱反五畝歩	弥次兵衛
下田	弐八間	壱反五畝六歩	惣左衛門
下田	拾壱間半	五畝歩	助左衛門
下田	廿六間半	七畝廿七歩	庄左衛門
下田	弐三間	七畝弐歩	善九良
下田	拾壱間半	七畝拾歩	与兵衛
下田	廿六間半	八畝四歩	助左衛門
下田	拾八間半	八畝拾三歩	新助
下田	廿九間	四畝廿歩	与助
下田	拾七間	八畝七歩	源助
下田	廿九間	壱反壱畝拾五歩	与兵衛
下田	拾六間半	八畝弐歩	源助
下田	廿六間半	壱反壱畝廿四歩	助左衛門
下田	拾壱間半	壱反拾六歩	惣太夫
中田	九間	弐拾七歩	六右衛門
中畑	拾八間	五畝拾弐歩	庄左衛門
中畑	廿九間半	壱反六畝七歩	惣助
中田	四十二間半	八畝拾五歩	六右衛門
下田	四十間半	壱反三畝拾五歩	長助
下田	四十弐間半	八畝拾五歩	藤左衛門
下田	拾弐間半	壱反五畝歩	弥次兵衛
下田	廿六間半	壱反五畝六歩	惣左衛門
下田	廿七間半	五畝歩	助左衛門
下田	廿六間半	七畝廿七歩	庄左衛門
下田	廿八間半	七畝弐歩	善九良
下田	五間半	七畝拾歩	与兵衛
下田	四十間半	八畝四歩	助左衛門
下田	廿七間半	八畝拾三歩	新助
下田	四十間半	四畝廿歩	与助
下田	六間半	八畝七歩	源助
下田	六間半	壱反壱畝拾五歩	与兵衛
下田	拾三間半	八畝弐歩	源助
下田	七間	壱反壱畝廿四歩	助左衛門
下田	拾壱間半	壱反拾六歩	惣太夫

下田　拾六間半　廿三間半　壱反弐畝拾六歩　善右衛門
下田　廿壱間半　八間　五畝廿弐歩　藤左衛門
下田　六間　五十三間　壱反十八歩　清右衛門
下田　拾壱間半　廿六間半　壱反五歩　新三郎
下田　四十九間　八間　壱反三畝弐歩　作右衛門
中田　廿壱間　拾壱間半　八畝弐歩　庄助
下田　拾弐間半　廿三間半　九畝拾八歩　六兵衛
下田　拾間　四十弐間半　壱反四畝五歩　四郎治郎
下田　拾弐間　廿七間　壱反弐拾四歩　惣兵衛
下田　九間半　六間半　弐畝弐歩　九右衛門
下々田　六間　六間半　壱畝九歩　作兵衛
下々田　廿九間　廿間　壱反九畝拾歩　久右衛門
下々田　拾壱間半　廿三間半　九畝歩　九兵衛
下畑　八間半　卅弐間半　九畝弐歩　太兵衛
下田　拾八間半　弐畝廿五歩　惣兵衛
下田　拾壱間半　拾三間半　四畝弐拾九歩　作兵衛
下畑　四間　拾七間　弐畝八歩　久右衛門
下々田　八壱間　卅間　八畝八歩　忠兵衛
下々田　拾弐間　廿六間　壱反拾弐歩　善兵衛
下々田　拾間半　廿九間半　壱反拾歩　庄五郎

下々田　拾四間半　卅間　壱反壱畝拾五歩　甚九良
下畑　三間　三間半　拾壱歩　善左衛門
下々田　拾間半　卅五間半　九畝拾四歩　善左衛門
下々田　拾間半　四十三間半　壱反五畝七歩　与兵衛
下々田　拾間　四十間　壱反三畝拾五歩　善右衛門
下々田　拾間　四十七間半　壱反五畝廿五歩　仁兵衛
下畑　六間半　九間　弐畝弐歩　九兵衛
下々畑　拾七間　六間半　三畝廿壱歩　甚九良
下々田　七間半　四十二間半　壱反拾九歩　庄五郎
下々畑　拾八間　拾間　三畝六歩　庄五郎
下々畑　四間　拾弐間　壱畝拾八歩　善右衛門
下々畑　五間　八間半　壱畝拾七歩　仁兵衛
下々畑　四五間　拾間　弐畝歩　新三良
下々畑　五間半　四間　弐拾五歩　四良次良
下々畑　八間　廿間半　五畝廿歩　惣兵衛
下々畑　六間半　拾間　弐畝八歩　忠兵衛
中畑　七間　廿六間　六畝弐歩　甚九良
下々畑　拾三間半　廿壱間　九畝拾四歩　藤左衛門
下々畑　八間半　拾弐間半　三畝拾八歩　内拾弐歩入　善右衛門
下畑　拾間半　三間半　壱畝七歩　源右衛門

下々畑　拾四間半　拾六間半　弐畝六歩　惣兵衛
下田　廿九間　廿六間　七畝廿四歩　甚九郎
下畑　三間　廿間半　弐畝拾歩　唐人
下々畑　拾四間半　拾間半　四畝廿五歩　新左衛門
下々畑　八間　五間半　壱畝拾歩　新左衛門
下田　拾七間　八間半　四畝六歩　吉左衛門
下畑　弐間半　拾間半　弐拾五歩　仁右衛門
下々畑　廿五間半　拾壱間半　九畝拾壱歩　吉右衛門
下畑　廿六間半　廿五間半　五畝拾三歩　助兵衛
下田　拾弐間半　拾六間半　六畝廿六歩　太良左衛門
下々畑　廿弐間半　拾六間半　壱反弐畝三歩　吉左衛門
下田　廿四間　六間　四畝廿四歩　仁右衛門
下畑　廿三間半　七間半　五畝拾五歩　同人
下畑　拾三間　拾間　四畝拾歩　惣介
下畑　四間半　拾六間半　弐畝六歩　弥助
下畑　壱間　拾七間　拾七歩　太良左衛門
下々畑　拾四間半　三間半　壱畝弐拾壱歩　太良左衛門
下田　五間半　廿三間　四畝七歩　庄五郎
下田　拾弐間半　廿九間半　壱反弐畝三歩　久右衛門
下田　七間　四十壱間半　九畝廿壱歩　新三良

下田　拾五間半　卅六間半　壱反八畝廿六歩　助左衛門
下田　九間半　廿六間半　八畝拾弐歩　弥次兵衛
下畑　八間半　廿一間半　五畝廿九歩　庄五郎
下畑　弐間半　廿三間半　壱畝廿八歩　同人
下田　七間半　三十六間半　八畝拾六歩　庄五郎
下田　四間半　三十九間半　五畝廿六歩　吉左衛門
下田　九間半　三十一間半　九畝廿五歩　源兵衛
下田　拾間　廿六間　八畝廿歩　新助
下田　拾壱　卅間　壱反壱畝歩　新助
下畑　六間　拾壱間　九畝拾六歩　与左衛門
下田　八間　廿九間半　七畝廿六歩　新助
下田　拾間半　廿九間半　壱反拾歩　長右衛門
中田　拾壱間半　拾五間半　五畝廿八歩　助兵衛
中田　拾間　廿五間　八畝拾歩　新三郎
下田　八間　廿八間　七畝拾四歩　佐右衛門
下田　五間　五間半　弐拾八歩　新助
下田　九間　廿九間　八畝廿壱歩　善兵衛
中田　拾三間半　拾九間半　八畝弐拾三歩　仁兵衛
中田　七間　卅六間　八畝拾弐歩　六兵衛
中田　二間　拾七間　壱反弐畝拾四歩　孫太夫

下田	拾壱間半 廿九間半	壱反壱畝九歩	与惣兵衛
中畑	廿六間半 六間	五畝九歩	庄左衛門
中畑	廿六間半	五畝九歩	源助
中畑	拾八間半 六間半	四畝廿歩	市右衛門
中畑	廿五間半	四畝廿三歩	善兵衛
中畑	拾壱間半 九間	弐畝拾九歩	吉右衛門
下田	廿七間 三間	五畝拾壱歩	助左衛門
中畑	卅五間半 壱間半	五畝廿三歩	助兵衛
中畑	拾六間半 六間半	三畝九歩	九右衛門
中畑	廿六間半 八間半	六畝弐歩	六兵衛
中畑	拾四間半 七間	弐畝八歩	吉左衛門
中畑	廿四間半	三畝弐歩	仁右衛門
中畑	弐十弐間半 間半	壱畝壱歩	与助
中畑	廿三間半 四間半	弐畝廿四歩	作兵衛
中畑	拾六間半	弐畝八歩	仁助
中畑	拾六間	五畝拾歩	太良左衛門
中畑	拾四間半 四間	壱畝弐拾八歩	仁助
中畑	拾五間半 四間	弐畝弐歩	同人
中畑	拾四弐間 間半	壱畝拾八歩	仁助
中畑	拾三間半 四間半	弐畝壱歩	忠右衛門

中畑	拾六間 四間	弐畝拾五歩 内拾壱歩入	彦左衛門
中畑	拾五間半 弐間	弐畝六歩	作右衛門
中畑	拾四間半 五間半	五畝八歩	助兵衛
中畑	拾弐間 三間	弐拾六歩	与次兵衛
中畑	拾弐間半 壱間半	弐拾九歩	与兵衛
中畑	拾六間	三畝六歩	助左衛門
中畑	廿四間半 廿五間	四畝三歩	惣助
下畑	拾壱間 七間	弐畝拾七歩	善太夫
中畑	四十弐間半 壱間	三畝拾三歩	与右衛門
中畑	拾弐間半 弐間	弐拾五歩	六右衛門
中畑	廿七間半 廿九間半	七畝拾壱歩	六右衛門
中畑	廿七間半	五畝歩	四良次郎
中畑	廿五間半 三間	弐畝廿八歩	善太夫
中畑	廿弐間半 廿三間半	壱畝廿九歩	新助
中畑	拾七間半 四間	弐畝拾七歩	吉左衛門
中畑	八間半 弐拾弐間半	六畝拾壱歩	与三兵衛
中畑	拾七間半 半	弐畝拾九歩	善右衛門
下畑	拾九間半 拾間	六畝拾五歩	孫太夫
中畑	拾三間半 五間	弐畝拾四歩	三良兵衛
中畑	拾四間 七間	弐畝八歩	七右衛門

中畑	七三間半	弐拾三歩	新兵衛
中畑	廿四間半五間	三畝廿三歩	作兵衛
中畑	四弐拾間間	弐畝廿歩	八兵衛
下畑	拾六間七間半	四畝四歩	久兵衛
中畑	拾七間五間半	弐畝廿八歩	源右衛門
中畑	弐九間半間	弐拾三歩	源兵衛
中畑	廿三間半三間半	三畝三歩	六良兵衛
中畑	四廿五間半間	三畝拾弐歩	藤左衛門
上畑	六拾間半間	弐畝五歩	久兵衛
中畑	拾六三間五間半	弐畝廿壱歩	惣左衛門
中畑	三壱間五間半半	六畝九歩 内弐拾壱歩入	助左衛門
中畑	二壱拾間間半半	壱畝壱歩	作右衛門
中畑	拾九間半	三畝五歩	善左衛門
中畑	拾五六間半間	三畝三歩	惣兵衛
中畑	拾七五間間	三畝拾五歩	源太夫
中畑	五七間半	壱畝拾壱歩	忠兵衛
中畑	廿三間	弐畝九歩	孫太夫
中畑	弐壱拾間半半	壱畝壱歩	長右衛門
中畑	四八間間半	壱畝八歩	市郎兵衛
中畑	拾六壱間	弐畝六歩	作右衛門

中畑	八五間半	壱畝拾七歩	久太夫
中畑	廿五七壱間間	三畝拾五歩	惣太夫
上畑	四七間半	壱畝歩	善太夫
中畑	七卅三間半	八畝八歩	久右衛門
中畑	五八間半	壱畝拾七歩	弥次兵衛
中畑	弐拾六間半	壱畝拾壱歩	源左衛門
尾舗	五九間半	壱畝廿弐歩	孫右衛門
中畑	六廿三間	四畝拾八歩	吉左衛門
中畑	八六間半	壱畝弐拾弐歩	助兵衛
中畑	拾六八間	四畝拾弐歩	清右衛門
中畑	拾六弐間半	壱畝拾壱歩	嘉左衛門
中畑	六廿八間半	五畝廿壱歩	仁兵衛
中畑	拾拾三間	四畝拾歩	助左衛門
中畑	四拾九間半	弐畝廿八歩	与惣右衛門
中畑	六廿八間	五畝拾八歩	善兵衛
中畑	七廿六間半	六畝六歩	喜兵衛
中畑	五弐拾間半	三畝廿歩	長右衛門
中畑	六拾弐間半	弐畝拾五歩	源右衛門
中畑	四拾九間	弐畝拾六歩	庄左衛門
中畑	六廿九間	六畝八歩 内拾四歩入	源五助

中畑	三廿六間半	三畝壱歩	助兵衛	屋敷
中畑	八拾六間半	四畝拾六歩	与兵衛	屋敷
中畑	廿五間一間半	四畝拾壱歩内拾五歩入	作右衛門	屋舗
中畑	九三間半	壱畝壱歩	孫八	屋敷
上畑	九弐間半	弐拾壱歩	市右衛門	屋敷
屋舗	六三間	拾八歩	五良右衛門	屋敷
屋舗	五七間半	壱畝八歩	与左衛門	屋舗
屋舗	八八間半	弐畝八歩	九兵衛	上畠
屋舗	六五間半	壱畝三歩	孫右衛門	屋敷
屋舗	弐弐間半	五歩	五郎兵衛	屋敷
中畑	八七間	壱畝廿六歩	善兵衛	屋敷
屋舗	五七間	壱畝五歩	佐右衛門	屋敷
屋舗	八八間半	弐畝八歩	九郎太夫	屋敷
屋舗	六七間半	壱畝拾五歩	助左衛門	屋敷
屋舗	六五間半	壱畝三歩	源三良	屋敷
屋舗	六六間	壱畝六歩	弥次兵衛	屋敷
上畠	四四間半	拾八歩	喜兵衛	屋敷
屋舗	三四間半	拾六歩	弥兵衛	屋敷
屋敷	弐壱間半	四歩	四良兵衛	屋敷
屋敷	七五間	壱畝五歩	嘉左衛門	上畑

屋敷	九七間半	弐畝七歩	太郎兵衛	
屋敷	拾四壱間半	壱畝廿歩	藤左衛門	
屋舗	八弐間半	弐拾歩	新左衛門	
屋敷	拾三壱間半	壱畝拾歩	源左衛門	
屋敷	三七間半	弐拾五歩	七兵衛	
屋敷	拾四壱間半	壱畝拾六歩	喜兵衛	
屋舗	六六間半	壱畝九歩	弥助	
上畠	四三間半	拾四歩	仁右衛門	
屋敷	七五間半	壱畝九歩	仁右衛門	
屋敷	七五間半	壱畝九歩	惣左衛門	
屋敷	四六間半	弐拾七歩	源兵衛	
屋敷	六六間	壱畝六歩	与惣左衛門	
屋敷	五三間	拾五歩	与惣右衛門	
屋敷	拾七間	弐畝拾歩	善右衛門	
屋敷	六拾壱間半	弐畝拾弐歩	藤右衛門	
屋敷	七七間半	壱畝拾六歩	新助	
屋敷	六六間半	壱畝九歩	新兵衛	
屋敷	五八間	壱畝拾歩	善兵衛	
屋敷	六四間半	弐拾九歩	又兵衛	
上畑	九五間	壱畝拾五歩	久右衛門	

屋敷	拾五間半 八間	四畝四歩	久右衛門
屋敷	八七間	壱畝廿六歩	弥兵衛
屋敷	四四間半 四間	拾八歩	庄兵衛
屋敷	四四間半	弐拾歩	九右衛門
屋敷	六六間半	壱畝九歩	孫右衛門
屋敷	七六間半	壱畝拾六歩	孫太夫
屋敷	八三間半	壱畝歩	与惣右衛門
屋敷	五四間半	弐拾五歩	市右衛門
屋敷	九五間半	壱畝廿歩	源右衛門
屋敷	三三間半	拾弐歩	新五兵衛
屋敷	六三間半	弐拾三歩	惣太夫
屋敷	七七間半	壱畝廿三歩	長右衛門
屋敷	九七間	弐畝三歩	善太夫
屋敷	七八間	壱畝弐拾六歩	庄左衛門
屋敷	五七間半	壱畝八歩	源五助
屋敷	四弐間	八歩	又四郎
屋敷	四八間半	壱畝六歩	道場
屋敷	七六間半	壱畝拾九歩	源助
屋敷	四四間半	拾八歩	清右衛門
屋敷	七六間半	壱畝十六歩	吉兵衛

屋敷	七五間	壱畝五歩	仁左衛門
屋敷	三三間半	拾壱歩	善左衛門
屋敷	七五間半	壱畝九歩	六兵衛
屋敷	六四間半	弐拾六歩	忠兵衛
屋敷	七拾八間半	四畝拾歩 ひちり	庄五郎
屋敷	五六間半	壱畝三歩	長助
屋敷	五四間	弐拾弐歩	甚左衛門
屋敷	七六間半	壱畝拾六歩	新三良
屋敷	拾壱間	壱畝拾四歩	九右衛門
屋敷	拾八間半	五畝七歩	甚九良
屋敷	拾三間半	壱畝拾六歩	角兵衛
屋敷	四三間半	拾六歩	三良右衛門
上畑	弐三間半	八歩	長兵衛
屋敷	拾四弐間半	壱畝廿四歩	作兵衛
屋敷	八拾七間	四畝拾六歩	助左衛門
屋敷	五六間半	壱畝三歩	彦兵衛
屋敷	六五間半	壱畝三歩	惣左衛門
屋敷	五五間半	弐拾八歩	左次兵衛
屋敷	七四間半	壱畝歩	惣助

屋敷　三九間半　壱畝三歩　七良兵衛
屋敷　五三間半　拾九歩　忠右衛門
屋敷　七六間半　壱畝拾九歩　源太夫
上畑　壱七間半　拾壱歩　惣左衛門
屋敷　五七間半　壱畝九歩　治兵衛
屋敷　四三間半　拾四歩　与次兵衛
屋敷　四八間半　壱畝八歩　市良兵衛
屋敷　八四間半　壱畝八歩　忠右衛門
屋敷　五五間半　弐拾八歩　作右衛門
屋敷　四四間半　弐拾歩　太兵衛
屋敷　九拾間　三畝歩　吉左衛門
屋敷　七拾間半　弐畝拾九歩　与惣兵衛
屋敷　七五間半　壱畝拾壱歩　八兵衛
屋敷　四四間半　弐拾歩　五良左衛門
屋敷　四七間　弐拾八歩　四良左衛門
屋敷　拾弐間半　四畝六歩　助兵衛
屋敷　弐五間半　拾四歩　弥一右衛門
屋敷　六拾間　弐畝歩　久左衛門
屋敷　七六間半　壱畝拾九歩　与兵衛
屋敷　六拾三間　弐畝拾八歩　仁兵衛

屋敷　七五間半　壱畝八歩　左兵衛
屋敷　五九間半　壱畝弐拾歩　吉右衛門
屋敷　拾六弐間半　弐畝拾八分　新助
屋敷　七廿壱間　四畝廿七歩　忠兵衛
屋敷　六七間　壱畝拾弐歩　九良兵衛
屋敷　四拾間半　壱畝拾五歩　吉右衛門

田畑合四拾五町九反四畝弐拾壱歩

内

上田壱町壱反六畝八歩
拾五　分米拾七石四斗四升
中田拾弐町弐反壱畝壱歩
拾三　分米百五拾八石七斗三升四合
下田弐拾参町壱畝拾九歩
拾壱　分米弐百五拾参石壱斗八升
下々田弐町五反六畝六歩
八　分米弐拾石四斗九升六合
上畑六畝弐拾七歩
拾三　分米八斗九升七合
中畑三町壱反九畝拾五歩
拾　分米参拾壱石九斗五升

下畑　壱町三反三畝八歩
八　分米　拾石六斗六升壱合
下々畑　九反七畝五歩
六　分米　五石八斗三升
屋舗　壱町四反二畝弐拾弐歩
拾三　分米　拾八石五斗五升五合
高都合五百拾七石七斗四升三合
内壱石弐斗三升九合　池床
内四拾七石七斗四升三合　打出し
寛文四辰年三月吉辰
印南惣兵衛㊞
斉藤　又市㊞
林　武右衛門㊞
鈴木新右衛門㊞
本山六郎兵衛

右は村中田畑広狭有之ニ付、無甲乙、致御検地打出有之処、寛文四年六月従公儀、右打出之分本高ニ御直し改帳目録、御奉行衆より御渡之間、自今以後此帳面之通、名寄帳認御年貢御納所仕者也

左右田甚左衛門㊞
河原彦右衛門㊞
本山六郎兵衛
印南惣兵衛㊞
鈴木新右衛門㊞
大内孫兵衛㊞
寛文四年七月日

解説

(1)検地帳の読み取り方

この検地帳は、近世を通じて深江村の基礎的な石高数を示した検地帳である。この検地帳に記載された田畑を「本田」と呼び、この後の開発分を「新田」と呼んで区別している。具体的には、太閤検地での石高に「打出し分」(増量分)をたした数量である。

まず田、畑、屋敷ごとに縦、横の長さ、面積、所持農民(年貢負担者)を記載してある。基本的には近世の検地帳は同じ形態を取るが、例えば、耕地ごとに所在地を示す「小字」名が記入してあるもの、

その耕地の「生産石高」を一区画ごとに書いてあるもの、などがある。

末尾の集計によると、当時、深江村の本田畑、屋敷地は約四十六町。内訳として

上田　壱町壱反六畝八歩
拾五　分米拾七石四斗四升

というぐあいに、耕地の等級別の集計が記されている。この中の「拾五」というのは「石盛、斗代」といわれる単位面積当たりの収穫量のことで、一反当たり、一石五斗の米が生産できると見込まれる、という意味である。「分米」というのは、その土地の総生産高のこと。つまり、上田の面積に一石五斗の石盛をかけ合わせると分米が算出されるはずである。こうして算出した石高を集計すると、五百十七石余りになる。ただし一石二斗余りは「池床」であり、用水路や池の底という耕作できない土地なので課税対象外である。

「池床」に続いて、「打出し」とあるのは、寛文四年三月に行われた検地によって新たに追加された石高。太閤検地のあと、面積は増えていなくても、検地の基準を強化して、増加した分をいう。四百七十石余りが、本来の深江村の石高だったが、その後の生産力の発展などを考慮に入れて寛文四年までに再検地したところ、四十七石余りの増収分があり、村高は五百十七石余りになった、という意味である。

(2)検地役人

役人は中級武士。『尼崎市史』五巻の「給集」では、印南惣兵衛は禄高百二十石。この時期の尼崎藩の検地役人として、かなり広範囲を受け持っていたようだ。斉藤又市についても同じ。林武右衛門は、二十年後の延宝五年（一六七七）、武庫郡友行村の幕府の検地で「検地奉行」を務めている。鈴木新右衛門は禄高百石。『西宮市史』四巻に収める史料によると、鈴木は寛文十一年（一六七一）の武庫郡上ケ原新田の絵図を作成する際の奉行になったり（七四一頁）、同十二年、同郡瓦林村の荒木新田を開発する際の役

人を務めている（同頁）。

本山は禄高二百五十石。左右田、河原と本山の三人連名で、年貢、夫食米（農民の食料）貸付、伝馬役、生活保護などについての触書を発布している（『尼崎市史』五巻三九八頁）。また、万治三年（一六六〇）、上瓦林村の年貢割符状をこの三名が出しているなど、この三人は、検地に限らず、幅広い民衆支配を行っていた（『西宮市史』四巻五四七）。左右田は、寛永十二年（一六三五）には百五十石だったが、その後、二百石にまで加増されている。河原は百八十石。大内孫兵衛は、百五十石取り。明暦二年（一六五六）の武庫郡越木岩新田の開発に際し役人を務めている（『西宮市史』四巻七三九頁）。

(3)寛文検地帳の歴史的な意義

寛永十二年（一六三五）、戸田氏鉄のあとを受け青山幸成が尼崎藩主になると、寛永末から寛文年中にかけて、広範囲にわたって検地をした。戸田氏の検地は、寛永八年（一六三一）に行った武庫郡越水村の例しか知られておらず、尼崎藩の検地としては、初めて統一的に行われた、本格的な検地と考えられる。

この青山氏の検地の意義としては、農業技術の進歩や、かんがい用水の発達にともなう生産力の向上や新田の開発など、太閤検地以降の現地の変化を、統一的な基準で掌握し直した点があげられる。同時に、中世末から始まった隷属農民の自立がさらに進み、寛文期にはこの自立がほぼ達成された、とみられており、耕作地と耕作者＝納税者の確認も行われた。

この二点において、この検地帳は、藩制の確立を示す検地帳であると同時に、近世の深江村の最も基本的な台帳となった。

ところで、この検地は、藩主側の特殊事情で行われたという一面もあった。青山幸成は、寛永二十年（一六四三）病死したが、遺言（「先君様御遺書御書付類写」『尼崎市史』五巻二〇〇頁）には

「尼崎城付本高五万石之外、新田并百姓起シ改出シ、

兵庫・尼崎町屋敷改出新地子・新田分、都合四千石余御座候」。

とある。本来の石高は五万石だが、新田や打出し分、兵庫や尼崎の町場の土地に対する租税や新田の増加分を合わせると四千石ある、というわけである。この五万四千石のうち、嫡子幸利に四万八千石、残る二男幸通に三千石、三男幸正に二千石、四男幸高に一千石をそれぞれ分知して欲しいと幕府に願い出た。この願いはかなえられたが、この四千石を帳簿上、捻出する必要があった。寛文九年（一六六九）ごろの村高を記す「大膳亮様領地調」（尼崎市地域研究史料館蔵）によると、この一連の検地による増収分は三千九百十三石余りで、一連の検地がこの遺言に一致している（『尼崎市史』二巻）。

さてこの検地は寛文四年（一六六四）三月に行われ、印南惣兵衛ら五人が連名した。尼崎藩は同年六月幕府に報告、同年七月、幕府から公認された。尼崎藩では同年七月、「右は村中田畑広狭有之ニ付…」という、村高の増加を再確認するための断り書きを加え、左右田ら六人が署名し村と領主側が一冊ずつ保存した。検地帳末尾の文言を調べると、寛永二十年（一六四三）の武庫庄村検地帳（『尼崎市史』五巻）、慶安五年（一六五〇）の常松村検地帳（同）、寛文三年（一六六三）の三条村検地帳（『芦屋市史』史料編一）などいずれも「右は村中田畑…」以下の部分は同文。一方、寛文五年今北村検地帳（『尼崎市史』五巻）にはこの部分がなく、また役人名も一部異なっていることから、寛永末期から、寛文期にかけて行われた幸成の遺言に基づく検地は、寛文四年に一通り終了した、と言ってよい。

もちろん、この検地は、寛文四年四月、幕府が全国の大名を対象に行った知行状の発符に関わるものである。この後もいくつか検地が行われているが、寛文九年ごろの「大膳亮様領地調」は、一連の検地の集大成であり、以降、近世を通じての基本となった。こうみると、深江村のこの検地は、尼崎藩の統一検地のほぼ完成期の検地であることが分かる。

(4) 寛文検地帳に見る深江村

この検地帳の田、畑、屋敷ごとに構成比を示すと田は面積比で八五％、石高で八七％、畑が面積比で一二％、石高で一〇％、屋敷地はいずれも三％である。深江あたりは浜辺にもかかわらずかんがい設備が整い、村高が五百石前後もあり、九割近くが田地として利用されていた。（表①参照）

【表①】 地目別の面積、石高構成比表

	面積（反）	構成比（％）	石高（石）	構成比（％）
田地	三八九・五一	八四・八	四四九・八五	八六・九
畑地	五五・七〇	一二・一	四九・三四	九・五
屋敷	一四・二七	三・一	一八・五五	三・六

次に、田地は、四等級に分類されており、上田からは、一反当たり「十五」すなわち、一石五斗（十五斗）収穫できる、と見積られていた。しかし、全体のごくわずかで、面積比で田地の三％、石高で四％だけ。大半は、下田が占めていた。（表②参照）

【表②】 田地等級別構成比

	面積（反）	構成比（％）	石高（石）	構成比（％）
上田	一一・六三	三・〇	一七・四四	三・九
中田	一二二・一〇	三一・三	一五八・七三	三五・三
下田	二三〇・一六	五九・一	二五三・一八	五六・三
下々田	二五・六二	六・六	二〇・五〇	四・六

畑地の構成は、石盛が「十」の中畑が六割前後を示している（表③参照）。

【表③】 畑地等級別構成比

	面積（反）	構成比（％）	石高（石）	構成比（％）
上畑	〇・六九	一・二	〇・九〇	一・八
中畑	三一・九六	五七・四	三一・九五	六四・八
下畑	一三・二三	二三・九	一〇・六六	二一・六
下々畑	九・七二	一七・五	五・八三	一一・八

検地帳は、田畑一区画ごとの面積や石高、耕作者などを示したものだが、これを耕作者の名前ごとに集計したのが、表④である。これによると、一石未満の耕地しか持たない農民が三十三名もいる。半数が四石未満で、八石未満が八割以上になる。

【表④】 石高別一覧表

石高	人数
1石未満	37
1～2	14
2～3	9
3～4	10
4～5	6
5～6	11
6～7	4
7～8	11
8～9	5
9～10	3
10～11	2
11～12	1
12～13	0
13～14	2
14～15	1
15～16	0
16～17	2
17～18	0
18～19	0
43～44	1
計	119

江戸幕府は、寛文十三年（一六七三）、

「百姓拾石以上、夫より内持候ものは、石高猥に分申間敷」

という法令を出した。十石以上持っていないものは、みだりに、相続で分割してはならない、というのである。というのも、石高で十石、面積で一町前後あれば、夫婦と子供で構成される一般的な農民家族が一応、再生産を続けていくことが可能だったのである。この基準から見れば、深江村の農民は極めて零細な農地しか持っていなかったことが分かる。農業以外には、漁業からの収入があったと考えられ、漁業からの収入で生計を立てる家がかなり多かったようである。

中世までは、名主（みょうしゅ）と呼ばれる大農民がいて、その敷地内に隷属した農民が小屋を構えて生活し、近世への移行の中で、徐々に独立して田地と屋敷地を持っていく、とされている。この検地帳によると、農民百十二家に対し屋敷地九十六カ所あり、大半が屋敷地を所持している。しかし孫右衛門のように三カ所も屋敷地を持つ農民もおり、借地している農民もある程度は含まれている。

【5　寛文四年深江村新田検地帳】

摂州菟原郡本庄深江村新田御検地帳

岡田茂左衛門蔵

下田	拾八間	弐畝弐拾歩	弥右衛門
下々田	廿九間半	六畝五歩	孫　太　夫
下々田	拾弐間半 拾三間半	五畝拾五歩	孫　太　夫
下畠	拾弐間五間	弐畝歩	弥右衛門
下々田	弐間拾壱間半	弐拾三歩	七　兵　衛
下々田	拾弐間	弐拾弐歩	三良兵衛
下々田	拾壱間四間半	壱畝廿歩	源　　助
下々畠	拾壱間四間半	壱畝廿弐歩	六右衛門
中畠	九間六間半	弐畝弐歩	藤左衛門
下田	拾間九間半	三畝拾歩	九右衛門
下々田	七間拾六間半	四畝歩	善左衛門
下々田	七間八間	壱畝廿六歩	源　三　郎
下々田	九間五間半	壱畝廿弐歩	惣　兵　衛
下々田	拾間半拾五間半	五畝八歩	藤右衛門

中畠　五間半　壱畝歩　加右衛門
下田　五五間　弐拾五歩　同　人
中畑　拾壱間弐間　弐拾弐歩　清右衛門
下田　拾弐間半　四畝六歩　源　二　郎
下々田　拾四間半弐間　壱畝弐拾四歩　惣　兵　衛
下田　拾五間　壱畝弐拾歩　久左衛門
下田　拾三間半壱間　壱畝九歩　善　太　夫
下田　拾四間半　壱畝拾弐歩　甚右衛門
中畑　拾四間　壱畝拾歩　七右衛門
下田　拾三間半壱間　壱畝九歩　太郎兵衛
下田　拾九間半　三畝拾歩　仁右衛門
下田　拾九間半　弐畝三歩　源　助
下田　九四間半　壱畝八歩　源　兵　衛
下田　拾四間　壱畝八歩　久左衛門
下田　拾弐間　弐拾壱歩　四良兵衛
下田　拾弐間　弐拾壱歩　七　兵　衛
下田　拾弐間　弐拾歩　亥　助
下々田　拾四間　壱畝拾歩　新左衛門
下田　拾弐間　弐拾弐歩　彦右衛門
下田　拾六間　壱畝拾四歩　与右衛門
下田　四拾壱間　壱畝七歩　忠　兵　衛
下田　四拾間半　弐畝八歩　久　兵　衛
中畠　拾四間　壱畝廿六歩　与　兵　衛
中畠　九九間半　壱畝拾歩　新左衛門
下田　拾四間　壱畝拾歩　源左衛門
下々田　拾弐間　弐拾歩　久　兵　衛
下田　九弐間　弐拾歩　太郎兵衛
下田　拾八間半　壱畝廿四歩
下田　□間半　壱畝拾歩
下田　十四一間　壱畝拾四歩
下田　十六一間半　弐畝拾弐歩
下田　拾六間　弐畝六歩
下田　拾八間　弐畝弐拾歩
下田　□間半　拾七歩
下田　拾壱間　弐拾弐歩
下田　拾三間　壱畝拾四歩
下田　拾四間半　壱畝拾弐歩
下田　拾四壱間　壱畝拾四歩
下田　拾壱間　三畝拾四歩　孫右衛門

中畑	拾弐間半	弐拾壱歩	七右衛門
中畑	拾弐間半	壱畝拾歩	清右衛門
中畠	拾壱間半	弐畝歩	又兵衛
中畠	拾弐間五	壱畝拾八歩	甚右衛門
下々畑	六六間	壱畝拾歩	治兵衛
下畑	八間四間半	三畝三歩	太郎兵衛
下畑	廿三間半六間	壱畝拾壱歩	九郎兵衛
下畑	廿壱間半七間	壱畝拾壱歩	[illegible]
下畑	廿壱間半七間	弐畝歩	市右衛門
下畑	廿弐間半四間	六畝七歩	
下畑	十七間十壱間	五畝廿歩	
下畑	十七間	四畝廿歩	九兵衛
下畑	拾八間半六間	弐畝六歩	忠兵衛
下畑	拾弐間拾	八畝廿四歩	
下畑	十五間半十七間	五畝五歩	角兵衛
下畑	十間十五間半	三畝六歩	助左衛門
下々田	十三拾壱間	壱反八畝廿七歩	同人
下々田	廿七間廿六間	壱反六畝拾四歩	忠兵衛
下々田	三拾三間半	三畝三歩	同人
下畑	三壱間半		

下田	拾四間拾七	八畝五歩	助左衛門
下田	拾六間拾	五畝拾五歩	同人
下田	廿壱間拾	八畝七歩	同人
下田	廿九間廿一	弐反九歩	同人
下田	五間半三十一	五畝廿壱歩	同人
下畑	廿間半十	六畝廿五歩	甚左衛門
下田	九間半十	三畝五歩	同人
下畑	拾壱間三十四	壱反弐畝拾四歩	同人
下畑	拾四間三十三	壱反五畝拾弐歩	助左衛門
下畑	廿二間三	弐畝拾七歩	同人
下畑	九間半三十	壱反壱畝廿歩	同人
下田	五間半四十一	壱反八畝廿歩	同人
下々田	拾三間四十四	壱反九畝歩	同人
下田	拾九間三十	壱反三畝拾歩	助左衛門
中田	拾八間半四十三	弐反六畝廿五歩	同人
下田	八間半十九	五畝拾六歩	久左衛門
下畑	六間半廿五	五畝拾壱歩	同人
下畑	廿間半三十六	弐反六畝七歩	助左衛門
下畑	拾五間廿壱	壱反拾五歩	与左衛門
下畑	拾四間半六	七畝廿壱歩	与左衛門

下畑　廿五間八間　四畝廿三歩　忠兵衛
下々畑　廿一間十三間　八畝拾九歩　助左衛門
下畑　廿四間半六間　三畝廿七歩　治郎兵衛
下畑　五十三間半　弐畝拾弐歩　同　人
下畑　十六間五間　三畝歩　新左衛門
下々畑　拾五間四間　弐畝拾歩　同　人
下々畑　廿七間廿七間　六畝九歩　助左衛門
下々畑　拾八間半三間　壱畝廿六歩　同　人
下畑　拾四間八間　弐畝拾弐歩　同　人
下畑　拾八間弐間　壱畝六歩　同　人
下田　五三間間　拾五歩　同　人
下畑　十二間半五間　弐畝三歩　助左衛門
下々畑　十六間半三間　壱畝廿歩　同　人

未改新田分

高橋

中畑　十五間半十間　五畝五歩　次兵衛
中田　七五間半間　壱畝八歩　同　人
中畑　十九間半七間　五畝拾弐歩　助左衛門
下田　廿四十五間壱間　三反壱畝拾五歩　助左衛門
下田　廿三間半十五間半　弐反四畝八歩　同　人

中畑　八五間間　壱畝拾歩　忠兵衛
中畑　拾七間六間　三畝廿弐歩　助左衛門
中田　拾七間五間半　三畝拾九歩　同　人

巳起新田分

下田　廿拾六間壱間半　壱反壱畝拾七歩　与三兵衛
下畑　拾九間八間　五畝拾弐歩　徳左衛門
中畑　六四間半　弐拾六歩　三郎太夫
中田　拾三拾八間弐間　壱反五畝六歩　与三兵衛
中田　十廿七間四間　壱反弐畝十八歩　善右衛門
下田　六拾間半　五畝拾五歩　善右衛門
下畑　拾七間半五間　三畝廿六歩　与三兵衛
下畑　卅三五間間　三畝拾五歩　同　人
下畑　七五間間半　壱畝拾壱歩　同　人
下畑　拾四間半六間　弐畝拾弐歩　善右衛門
下畑　三七間間　弐拾壱歩　善右衛門
下畑　拾九六間間　四畝廿四歩　善右衛門
下畑　拾九弐間半　三畝廿三歩　同　人
下畑　六拾五間半六間半　三畝拾壱歩　新五兵衛
下畑　六間半　壱畝拾弐歩　善右衛門

下々畑　拾三間半　壱畝九歩　同　人
下畑　拾壱間半　廿壱間半　八畝七歩　同　人
下畑　拾八間半　拾七間半　四畝廿九歩　善右衛門
下畑　五間　拾間　三畝歩　同　人
下畑　拾六間半　八間　四畝廿歩　市　兵　衛
下畑　廿壱間半　七間半　五畝壱歩　与　兵　衛
巳新田分
下田　拾間半　拾九間　六畝廿歩　作　兵　衛
下田　廿九間　六畝歩　惣　太　夫
下田　廿三間半　拾三間半　壱反拾七歩　庄左衛門
下田　拾九間　壱間　三畝九歩　作　兵　衛
下田　廿九間　壱間　六畝拾四歩　四良右衛門
下田　廿九間　六畝歩　忠右衛門
下々田　拾三間半　拾間　五畝歩　同　人
下々田　拾三間　拾弐間　壱畝六歩　同　人
田反都合六町九反六畝廿八歩
内
中田　四畝廿七歩
十三　分米　六斗壱升壱合
下田　弐町八反弐畝拾八歩

十一　分米　三拾壱石壱升五合
下々田　壱町三反五畝拾八歩
八　分米　拾石八斗四升八合
中畑　弐反九畝廿九歩
十　分米　弐石九斗七升
下畑　弐町弐反拾六歩
八　分米　拾七石六斗四升三合
下々畑　弐反三畝廿七歩
六　分米　壱石四斗弐升弐合
高合　六拾四石五斗九升五合
内
拾七石五斗四升弐合　卯新田
内　拾壱石五斗三升五合　田方
六石七合　畑方
弐拾四石七斗八升九合　辰新田
内　拾四石九斗八升九合　田方
九石八斗　畑方
八石壱斗三升四合　未新田
内　壱石五斗六升三合　畑方
六石七斗七升壱合　田方

拾三石九斗三升　　巳起返休弥新田
内　九石弐斗六升五合　田方
　四石六斗六升五合　畑方
右は村中田畑広狭有之ニ付、辰三月御検地仕無甲乙改直候間、銘々右開帳仕置無相違、御年貢納所可致候。依而如件
寛文四甲辰年三月吉辰日
印南惣兵衛
斉藤　又市
林　武右衛門
鈴木新右衛門
本山六郎兵衛

解説

①新田開発の歴史

太閤検地以降の農業技術の進歩、かんがい設備の整備などで、生産力が向上した分、つまり、質的な増加分を、新しく検地でとらえ直したのを、一般的に「打出し」と言った。一方、新田開発や荒廃していた耕地の再利用など、主に面積（量）の拡大にともなう村高の増加分、がこの検地帳に示されている。

近世初期ほど、土木技術が発展した時代もない。この技術は、用水土木、鉱山、築城の三種類に分類できるが、中でも用水土木技術の発達はめざましかった。『明治以前日本土木史』によると、古代から幕末までに行われた主要な用水土木工事百十八件のうち、慶長元年（一五九六）から寛文十二年（一六七二）のわずか七十七年の間に、三分の一強の四十二件が集中している。この用水土木工事の展開によって、耕地は飛躍的に拡大した。室町中ごろの「拾芥抄」と「慶長三年大名帳」を比べると、室町中期九十四万六千町歩だった耕地が、近世初頭の慶長三年（一五九八）ごろには七割も増えて百六十三万五千町歩に。さらに、近世中期の「町歩下組帳」（一七二〇ごろ）によると、室町期の三倍、二百九十七万町歩にまで増える。ところがその後百五十年間はほとんど変化がない。いかに、近世初頭前後が激的な変化の時代だったかがうかがわれる。深江村の場合、

それほど著しい増加はなかった。それだけ、深江村は昔から開発されつくした村だったともいえよう。

②新田検地帳にみる深江村

この検地帳は、末尾に「右は村中田畑広狭有之ニ付…」と書いてあり、本田検地帳の解説の中で述べたように、寛文検地の一環で、本田の検地帳と一緒に作られたものである。太閤検地の後、同じ面積なのに技術などの進歩で増収になった分（打出し）を掌握するのを狙ったのが本田検地で、一方、新田検地は、太閤検地後の耕地面積そのものの増加を掌握する狙いの検地なわけで、同じ時期にもかかわらず別の帳面にしたのであろう。

全国的には、太閤検地から江戸中期までの間に、耕地はほぼ倍増しており、そのかなりの部分が、寛文期までの六、七十年に集中している、と思われる。しかし、深江村の場合、江戸初期の元和三年（一六一七）には四百七十石余りで、寛文期には打出し分、新田分を含めても五百八十石止まり。そして、これが、江戸時代を通じて、ほとんど変動がなかったことを考え合わせると、深江村は、近世初期までに、大半を開発された、古い村だったと言えよう。

さて、ではこの新田開発で出現した耕地はどんな内容だったのかを見てみよう。表⑤は、田と畑の構成比であるが、表①と比べると、畑が約三倍に増えていることが分かる。検地帳に所在地が書いてないので、どの辺が開発の対象になったのかは分からないが、いずれにせよ、水が少なくても利用できる畑が、多くなって来ていることが分かる。つまり、推論の域を出ないが、水がないために耕作できなかった荒地を、かんがい設備をどうにか拡充することで耕地化したのではあるまいか。しかし水田を作れるには至らず、畑地として利用したのだろう。

【表⑤】　地目別の面積、石高構成比表

	面積（反）	構成比（%）	石高（石）	構成比（%）
田地	四二・三一	六〇・七	四二・四七	六五・八
畑地	二七・四四	三九・三	二二・〇四	三四・二

この点は、表⑥と表②、表⑦と表③を比較しても納得できるだろう。つまり、上田や上畑はすでに姿

を消し、下田、下々田、下畑、下々畑が増加している。特に下々田や下畑の増えぶりは著しい。石盛り八斗、という生産力の低い土地で、面積は広く、耕作には手間と費用のかかる土地だが、収穫の面で割の合わない土地である。こんな土地を開発せざるを得ないのが近世であり、また開発が可能になったのも近世である。

【表⑥】 田地等級別構成比

	面積(反)	構成比(%)	石高(石)	構成比(%)
中田	〇・四九	一・二	〇・六一	一・四
下田	二八・二六	六六・八	三二・〇二	七三・〇
下々田	一三・五六	三二・〇	一〇・八五	二五・五

【表⑦】 畑地等級別構成比

	面積(反)	構成比(%)	石高(石)	構成比(%)
中畑	三・〇〇	一〇・九	二・九七	一三・五
下畑	二二・〇五	八〇・四	一七・六四	八〇・一
下々畑	二・三九	八・七	一・四二	六・四

ところで、興味深いのは、新しく開発された新田の約半分が一人の百姓のもとに集中していることである（表⑧）。新田によって耕地の増えた五十四人のうち、一石未満の増加にとどまったのが四十五人もいた。一石未満の増加では、生活はほとんど変わらない。逆に、コマ切れのやせた土地が増えることによって労働は強化された、とも言えよう。

【表⑧】 石高別一覧表

石高(以上)	(未満)	人数
0～	0.2	17
0.2～	0.4	15
0.4～	0.6	6
0.6～	0.8	4
0.8～	1.0	3
1.0～	1.2	2
1.2～	1.4	2
1.4～	1.6	0
1.6～	1.8	0
1.8～	2.0	0
2.0～	2.2	0
2.2～	2.4	1
2.4～	2.6	1
4.6～	4.8	1
4.8～	5.0	1
31.7～	31.8	1

さて、この半分近くの土地を手に入れた農民は、どんな人物で、どんな農業経営を行っていたのか。この点はほとんど分からないが、本田検地帳でも四十五石九斗余りでトップの石高を占めている。おそらく、中世以来の有力者で、武士の道を捨てて土着し、有力農民になったのであろう。この農民が、それまでに蓄えた力をフルに発揮し、積極的な新田開発を行った姿が浮かぶ。近世初頭によく見られる旧土豪層が主導する開発である。

新田は、卯新田、辰新田、未新田、巳起返休弥新

田、の四分類がされているように、四回に分けて開発されたようである。

以下、新田検地帳を掲げるが、掲載分以外に、明和七年（一七七〇）四月、検地が行われた、とする史料があるが、分かるのは、次の一筆のみである。

字東永井
下々畑　壱反九歩　長七十三間四尺弐寸　横四間壱尺弐寸　忠兵衛
此高三斗九合　石盛三斗

また、延宝年中にも行われ、

東永井
下畑　拾壱間　九間　三畝九歩　（貼紙）「喜左衛門」　新左衛門

の外、五筆、計三反八歩、壱石八斗壱升六合（石盛六斗）だった。続けて、

右ハ寅年改発之畑、相改畢。巳年ヨリ御年貢納処可仕者也

とあり、検地役人は、鈴木庄右衛門、林武右衛門、久代佐右衛門、古川半助だった。開発が寅年、年貢を納めるのは三年後の巳年、となっている。これは「鍬下年季」と呼ばれる優遇措置で、詳しくは、貞享四年の新田検地帳の解説の項を参照されたい。

【6　寛文九年深江村新田検地帳】

寛文九年酉九月廿五日

摂州菟原郡深江村申新田酉ノ改帳

東永井
下々畑　拾六間　拾九間　壱反四歩　（貼紙）「茂左衛門」　新左衛門

（外十一筆）

反合七反弐畝廿七歩

内下々田壱反三畝廿二歩

八　分米壱石九升九合

下々畑五反八畝廿九歩

六　分米三石五斗三升八合

高合四石六斗三升七合

寛文九年酉九月廿五日　林　武右衛門

鈴木新右衛門
則武小兵衛

解説

尼崎藩の統一的な検地が寛文四年に行われたことは既に述べた通りだが、その後に開発された耕地。「東永井」は小字名。

この耕地は、当初新左衛門の耕地だったが、その後困窮したのか、手離して茂左衛門の手に移ったことが、「貼紙」で分かる。ここに書かれた東永井の下々畑の外に十一区画の耕地が一緒に検地を受け、この総石高は四石六斗余り。下々田、下々畑ばかりでしかも畑の方が多い、という傾向は、既に述べた通りである。

検地役人のうち、林や鈴木は寛文四年のときも務めている。則武は禄高百石（「給集帳」『尼崎市史』五巻所収）。

【7　寛文十年深江村新田検地帳】

摂州菟原郡本庄深江村戌開新田帳

休弥
下々畑（拾五間半 六間半）　三畝拾壱歩　善右衛門
分米　弐斗六升九合

寛文拾庚戌年九月　野崎清兵衛
鈴木新右衛門
斉藤又右衛門

解説

寛文九年に続き、連年の検地である。いかに、小刻みながら、開発の努力が続けられていたかが分かる。「休弥」は、『歴史と神戸』別冊の「神戸市内小字集」によると「キュウヤ」と読み「東休家、西休家」に分割されている。

斉藤又右衛門は、寛永十二年（一六三五）は百石取りだが、その後百五十石に加増された。武庫郡常吉村の年貢割符状（『尼崎市史』五巻）、慶安四年（一六五一）の農村触（同）、武庫郡上瓦林村の宗旨人別帳（『西宮市史』四巻）、同郡越木岩新田助成覚（同）などに名を連ねている。

【8　寛文十一年深江村新田検地帳】

寛文拾一年亥九月十九日

摂刕菟原郡深江村亥開新田御検地帳

おとり松

下々畑拾五間半拾三間　六畝廿壱歩　忠太夫

（外三十五筆）

反合七反八畝拾弐歩

六　分米四石七斗四合

寛文十一亥九月十九日　野崎清兵衛

林　武右衛門

縣　新左衛門

坂新五左衛門

解説

三年連続の検地である。「おとり松」は「踊り松」で、有名な「踊り松伝説」がある。

耕地の全容は省略部分があるため、よく分からないが、計三十六区画もの開発でありながら、わずか四石七斗余り、という零細な新田畑である。

縣新左衛門は、寛永十二年は二百五十石だが、後に二百石に減っている。また「給集帳」（『尼崎市史』五巻）の表紙に縣が署名、武庫郡上ケ原新田や同郡瓦林村荒木新田の開発の役人も務めている。（『西宮市史』四巻）

【9　延宝九年深江村新田検地帳】

延宝九年八月二十九日

摂刕菟郡深江村新田検地帳

永井

下々畑廿弐間拾壱間半　八畝拾三歩　（貼紙）「茂左衛門」久右衛門

（外十右衛門以下　十筆）

反合四反九畝弐拾六歩

内下田壱反六畝拾歩

八　分米壱石三斗七合

下々畑三反三畝拾六歩

六　分米弐石一斗弐合

延宝九酉年八月廿四日　久代佐右衛門

浅井治左衛門

萩原兵九郎

高田久太夫

解説

当初、久右衛門が所持していた下々畑の新畑だが茂左衛門のものになった。萩原は、貞享三年（一六八六）の武庫郡道意新田の定書、延宝五年（一六七七）の同郡友行村の検地奉行として名前が見える。

なお、下田の石盛は「十一」のはずで、この史料に「八」と見えるのは、「下々田」の写し誤り、とも考えられる。

【10　貞享四年深江村新田検地帳】

貞享四卯年九月十七日

深江村子新田改帳

栗坪

下々畑 九間半 七間　弐畝六歩　（貼紙）「庄左衛門」（貼紙）「西宮儀右衛門」　甚右衛門

（外八筆）

反合三反六畝拾弐歩

八　分米弐石九斗壱升弐合

貞享四卯年九月十七日

加藤八右衛門
佐藤権左衛門
森　太左衛門
平松次太夫

解説

一般に、新田には「鍬下年季」という制度がある。開発されてから、一般には三年、もしくは五年間、年貢を大幅に減免し、作物の制限をゆるめるなどした期間のことをさす。こうして新田開発を奨励したのである。そして、鍬下年季が明けた翌年、検地をして石高を定めて村高に繰り入れるのが一般的であった。

この新田の場合はどうだったのだろうか。子新田とあるように、子年（貞享元年）に開発されたが、「鍬下年季」の〝免税期間〟がすんだ貞享四年に、正式に検地を受け、新田高として課税された。この土地は、甚右衛門が最初に所持していたが、貼り紙が二枚あるように、所有者が転々としている。

平松は、諸役・諸懸り定書（『西宮市史』四巻）、元禄の国絵図を作成する際の覚書（同、『尼崎市史』五巻）、道意新田の定書（『尼崎市史』五巻）、農民間の紛争の裁許（同）などに署名が見え、幅広い活躍ぶりを示す。加藤も、平松と並んで、国絵図の作成の時に郡境を調べたり、村名の呼び名の調査にたずさわっている。佐藤は、元禄十年（一六九七）の武庫郡瓦林組の酒造米の石高調べ、などにたずさわっている（同）。

【11　元禄二年深江村新田検地帳】

元禄二巳年九月朔日

摂州菟原郡深江村寅新田検地帳

納屋後

下々畑五間拾四間　弐畝拾歩　（貼紙）「嘉平次」十右衛門

（外三十九筆）

反合八反八畝廿三歩

内下々田九畝拾八歩

八　分米七斗六升八合

下々畑七反九畝五歩

六　分米四石七斗五升

高合五石五斗壱升八合

元禄二巳年九月朔日

（後筆）

「下々畑廿四間弐間半　弐畝歩　（貼紙）「新左衛門」平兵衛

下々畑廿四間半弐間　壱畝拾九歩　（貼紙）「新左衛門」市左衛門

下々畑廿四間弐間半　壱畝廿七歩　（貼紙）「新左衛門」源兵衛」

梅垣次右衛門

伊藤五右衛門

浅井次良右衛門

鈴木新右衛門

解説

この新田は、寅年（貞享三年）に開発され三カ年の「鍬下年季」を経て、元禄二年（一六八九）に検地が行われた。

浅井は、武庫郡道意新田の定書（『尼崎市史』五

巻)、元禄十年の瓦林組、酒造米石高調書(『西宮市史』五巻)、元禄の国絵図の際の実務(同四巻)など、民政一般に力をふるっている。

【12 元禄三年深江村屋敷検地帳】

深江村新屋舗検地帳

屋敷三間半 弐間半　拾六歩　清兵衛

(外ニ一筆　九郎左衛門)

合壱畝弐分

八　分米八升五合

元禄三午年九月十一日　梅垣次右衛門

佐藤権左衛門

天野八郎兵衛

村島久右衛門

解説

寛文四年(一六六四)の検地帳に出てくる屋敷地は大半が一畝以上で、平均は、総面積が一町四反弐畝余りで、九十六区画だから、一区画当たり一畝十五分近い。それに対し清兵衛、九郎左衛門の屋敷は半分くらいの広さしかない。そのうえ、寛文四年の時は、石盛が「十三」=一石三斗と、かなり高かったのに対し、わずかに「八」。かなりの条件の悪い立地に、ようやく家を建てたのだろうか。天野も、元禄国絵図の際の役人や瓦林組の酒造米の石高調査役人を行っている。(『西宮市史』四、五巻)

【13 正徳三年深江村新畑検地帳】

正徳三癸巳年九月

摂刀菟原郡深江村巳改新開検地帳

堤外

下々畑四間六間　弐拾四歩　彦次郎

分米四升八合　(外五筆)

反合壱反八畝弐拾七歩

石盛六ツ　分米壱石壱斗三升四合

正徳三癸巳年九月　川村八郎右衛門

石川佐太夫

樋口源太左衛門

浦野六郎右衛門

山川仁兵衛
滝野六郎左衛門

解説

室永八年（一七一一、正徳元年）、青山氏が信濃国水内郡飯山へ転封、変わって遠江国掛川から、徳川家の一族、松平忠喬が入城、尼崎藩主となった。この新田検地は、松平氏に変わってからの初見の検地帳である。

川村や石川は、松平氏の「御家中分限帳大概」（『尼崎市史』五巻所収）によると、勘定奉行。川村は二百石。父親の市左衛門が、松平忠俱に取り立てられ、八郎右衛門は、普請奉行を経て勘定奉行。父親は八十石で、急激な出世を遂げている。石川は九十石。父親の権大夫が松平忠俱に仕え、佐大夫は歩行から大小姓、勘定奉行を歴任している。

【14　享保七年深江村新畑検地帳】

享保七年寅九月

摂州菟原郡之内深江村新畑検地帳

葭島

下々畑五拾間九間　壱反五畝歩　吉兵衛

分米四斗五升

（外一筆）

反合三反八畝歩　石盛三ツ

分米壱石壱斗四升

右は以六尺三寸竿、令検地壱反三百歩相究者也。

享保七年寅九月　吉田又右衛門

河澄四郎右衛門

望月甚左衛門

石川佐太夫

西条徳左衛門

米沢孫右衛門

解説

下々畑で、石盛（斗代）はわずか「三つ」。これまで、下々畑の石盛は「六」だったことを考えると、同じ「下々畑」ながら、生産力は、これまでの「下

々畑」の半分しかないことが分かる。所在地の字名が「葭島」とあるように、低湿地帯で、水はけの悪い土地であることが分かる。こんな生産力の低い土地まで開発の対象にすることからも、当時の村人の姿がしのばれる。

吉田、河澄、望月はいずれも郡奉行。吉田は百二十石取りで、台所支配、目付役などを経て、享保七年正月、郡奉行に。町方支配も兼ね、三人の郡奉行の一人として広範囲な職務を分掌した。河澄は、分限帳では「川澄」となっており、六十石取り。寺社奉行、町奉行を経て、享保四年、郡奉行に。同七年には町方も兼ねた。望月は二百七十石。小姓、近習、台所支配などを経て、享保七年正月、郡奉行兼町方支配を命ぜられた。郡奉行が三人になり、以後、検地を担当していくなど、享保七年は、尼崎藩の機構改革の年で、在地の支配の強化を進めたことがうかがわれる史料である。

【15　享保九年深江村新畑検地帳】

享保九年辰九月

摂州菟原郡深江村新畑検地帳

葭島

下々畑十六間　弐畝歩　　吉兵衛

分米六升

（外一筆）

反合六畝歩

分米壱斗八升　　石盛三ツ

右は以六尺三寸竿、令検地壱反三百歩相究者也。

享保九甲辰年九月　　河澄四郎右衛門

望月甚左衛門

石川佐太夫

片岡伝蔵

山川仁兵衛

市村覚之進

解説

享保七年の検地帳の新畑と似た畑。所在地や石盛も同じ。条件の悪い荒地を引き続き開発していることが分かる。片岡は、勘定奉行の片岡権左衛門の息

子。（『尼崎市史』五巻）

【16　享保十年深江村請堤改帳】

享保十年巳九月

摂州菟原郡深江村請堤改帳

年々新田

潮手提（長七拾間　横四間）　九畝拾歩

此見取米壱斗八升　利右衛門

（外三筆　見取米合四斗八升）

右之通請堤見通定納相究者也。

享保十年巳九月　河澄四郎右衛門

望月甚左衛門

片岡権左衛門

原　六郎左衛門

田浦弁蔵

解説

この改帳は、耕地の検地帳ではなく、屋敷検地帳と似たたぐいの堤検地帳である。つまり、潮手堤のうち、長さ七十間、幅四間分は、利右衛門の〝所持〟扱いで、それに見合う米を壱斗八升納めることが定められたのである。「請堤」とか「堤改」というのは、あまり聞き慣れない言葉である。本来対落共同体として責任を持つべき水利施設に対し、個々の農民に租税をかけている点が注目される。これは、潮手堤という堤防の敷地の一部に新田を開発し、堤ごとに利右衛門が請け負い、課税対象となったのだろう。ただ、堤、つまり水利施設という条件を考えてか、石盛は極めて低い。見取とは課税はするが村高には入れないことで、小規模な荒地がその対象となった。

片岡権左衛門は、料理人、勘定役、吟味役を経て勘定奉行。禄高九十石。田浦は、小姓だった田浦源大夫の次男で、正徳五年（一七一五）、勘定方として取り立てられる。三石弐人扶持。享保六年（一七二一）、祐筆になっている。（『尼崎市史』五巻）

【17　享保十二年深江村新畑検地帳】

享保十二年未年九月

摂州菟原郡深江村新畑検地帳

神楽新田
下々畑（七拾弐間十七間半）　三反八畝歩　村中
外四畝歩　池床五ツ分引
（外九筆）
反合六反壱畝四歩　石盛三ツ
分米壱石八斗三升四合
右は以六尺三寸竿、令検地壱反三百歩相究者也。
享保十二未九月　望月甚左衛門
片岡権左衛門
原　六郎右衛門
佐藤伊八
増村与三右衛門

解説

冒頭の畑は縦七十二間、横十七間半。一間四方が一歩で三十歩が一畝、十畝が一反だから、最初の土地は四反二畝歩。このうち三反八畝が村中＝村全体の所有。残る四畝は、池床、つまり池の底になった。公共施設のために耕作できなくなったわけで、その分年貢が割り引かれた。

【18　宝暦六年深江村新畑検地帳】

宝暦六子年
摂州菟原郡深江村浜新畑検地帳
下々畑（東西平均拾九間半　南北八間）　五畝六歩　新兵衛
分米壱斗五升六合
（外ニ三十五筆）
反合壱町弐反壱畝廿六歩
内三反拾九歩　屋敷　石盛八ツ
分米弐石四斗五升
九反壱畝七歩　新畑　石盛三ツ
分米弐石七斗三升七合
高合五石壱斗八升七合（三寸脱カ）
右ハ六尺竿ヲ以、検地壱反三百歩相極者也
宝暦六子年九月　塚本小右衛門
内山次良左衛門
関口弥五八
岩田伝八

解説

この新田は新田開発の中では、総面積一町二反（一・二ヘクタール）で、比較的大規模な開発だった。しかしやはり下々畑の石盛は三ツ（一反当たり三斗）しかなく（深江村の場合、下々畑は六ツが一般的）、耕地には適さない土地しか残っていないことが分かる。

ところで、これまでの検地役人は、郡奉行や勘定奉行など、上、中級の武士がなっていたのに対し、塚本、内山は、十三年後の明和六年（一七六九）、尼崎藩領の上知の時は「御勘定」で（『西宮市史』四巻）、岩田も単なる「御吟味方」（同）となっている。塚本は、享保九年（一七二四）取り立てられたばかりの新参者で、禄高は十石三人扶持（『尼崎市史』五巻二九三頁）。その後、その手腕を買われて禄高を増やし、文政十三年（一八三〇）、塚本家は百十石にまで加増（同二四〇頁）。しかし内山は十六石五人扶持（同二四一頁）。検地役人を務めた宝暦期ごろから明和六年ごろにかけては、両方とも同じような下級武士だったのだろう。

この変化の持つ意味は大きい。この史料のみで論破することはできないが、一般論として、①官僚機能の確立、②事務部門の、下級部分への権限移譲を物語る史料である。

江戸時代初期の関東郡代・伊奈忠次や、鉱山関係に功績のあった大久保長安など、地方支配に巧みな武士を「地方巧者（じかたこうしゃ）」と呼んだが、近世前半は、こんな特殊なノウハウを持った武士たちが、高禄を得て、支配体制の確立のにない手になった。江戸中期の八代将軍吉宗も、享保の改革で「地方巧者」を重用、地方支配を強めている。

ところが、支配体制そのものが確立すると、地方支配の中心になる郡奉行らにとって、特別な技術が要求される場面は減ってくる。十七世期後期以降、急激に、そんな状況になってくるが、尼崎藩の場合、宝暦期に至って、公式文書に、奉行らに変わって、下級武士が、実務の責任者＝対農民の代表者、として登場することは、封建的官僚制の確立にとって、重大な画期となった、といえる。

策二に、裏を返せば、それだけ、下級の担当者が力を伸ばし、藩政の重要なポストにつき始めたともいえよう。幕初以来戦場をかけ巡った武闘派に変わって、事務処理の能力に優れた文治派が力を伸ばし、勘定所などが、影響力を強めたが、さらに下級へと権限が移譲したことを示している。封建的官僚制の研究はもっと多角的な視野から進められるべきだが、禄高は少なくとも実務に秀でた下級武士が、これまでの実務面に加え、形式的にも、その地位を確立して来たことは、特筆してよいだろう。

【19　宝暦十二年新畑検地帳】

宝暦十二午年九月

摂刕菟原郡新畑検地帳

下々畑（東西三拾弐間　南北平均拾四間）　壱反四畝廿八歩　忠兵衛

石盛三ツ　分米四斗四升八合

（外一筆）

高合壱石壱升六合

訳　四斗四升八合　新畑

五斗六升八合　屋舗

右は六尺三寸竿ヲ以令検地壱反三百歩相極者也。

室暦十二午年九月　平野蔦右衛門

塚本小右衛門

内山次郎左衛門

大口太右衛門

解説

村名は、次の史料も脱落しているが、深江村のものか。

【20　明和三年屋敷検地帳】

明和三戌年九月

摂刕菟原郡屋敷改帳

下々畑壱反四畝廿八歩之内

屋舗拾五歩　分米四升　忠兵衛

（外二筆）

高合壱斗三升六合　石盛八ツ

訳　五升壱合　畑方　　八升五合　盛違

右屋舗相改者也。

明和三戌年九月　　添野小左衛門

内山次良左衛門

岡本民右衛門

津久井十平

解説

本来、下々畑だが、屋敷地として使っているため、屋敷地として改めた検地帳。下々畑よりも屋敷地の方が石盛（斗代）が高く、事実上の年貢増徴になっている。もっとも、深江村の場合、正規の屋敷地は「十三」＝一石三斗で、この場は「八」＝八斗で、一応割り引いてある。この「石盛」の変更で、総石高は一斗三升六合になった。このうち、五升一合が畑、残る八升五合が「石盛」の違う屋敷、という意らしい。岡本は、三年後の明和六年の史料（『西宮市史』四巻三〇六頁）によれば、吟味方。津久井は文政十三年（一八三〇）の史料（『尼崎市史』五巻二四一頁）によると、「御銀札引替役所奉行」で、禄高は九石五人扶持。

【21　安永六年深江村検地帳】

安永六年四月

摂津国菟原郡深江村新田検地帳

字浜

見付畑　壱反八畝六歩（長四拾五間六寸　横八間六寸）　忠兵衛

此高九斗壱升

〆拾七筆　右之寄

合高　三石五斗八升

此反別　六反四畝廿四歩

内下畑壱反弐拾壱歩

石盛八斗　此高八斗五升六合

下々畑壱畝廿七歩

石盛六斗　此高壱斗壱升四合

見付畑五反弐畝六歩

石盛五斗　此高弐石六斗壱升

右は摂津国菟原郡深江村新田検地、依被仰付、

六尺壱分竿ヲ以壱反三百歩之積相極者也。

安永六丁酉年四月　御代官　辻六郎左衛門

手代　喜多川儀四郎

藤井祐右衛門

我妻庄右衛門

案内　忠兵衛

新兵衛

善右衛門

解説

西摂地方では、十八世紀始めから、酒造業や絞油業など、加工業・商品経済がめざましく発達した。この経済力を直接支配下に置こうとした幕府は、明和六年（一七六九）二月、武庫郡今津村から、八部郡兵庫津までの三十四ヵ村を公収、それぞれの領主に対し、赤穂、宍粟、多可郡で替地を与えた。尼崎藩の場合、二十四ヵ村で、この中には、深江と東・西青木村も含まれていた。

この検地帳は、天領となってからの初めての検地帳で、最大の変化は、竿の長さが短くなったことで、これまで、六尺三寸四方で一歩（三・六五平方メートル）だったものを、六尺で一歩（三・三平方メートル）になったのである。結局、実面積は同じでも、一反、一畝、一歩の広さは狭くなり、結果的に、反数は多くなる。斗代が同じなので、生産高は同じでも、数字上の石高は増えることになった。年貢率が同じなら、そのまま、農民の負担増につながったのである。また村役人が案内として、検地に加わってくるのも一つの変化である。

なお、見付畑とは、下々畑よりもさらに悪い、いわゆる〝等外畑〟の一種だが、その中で比較的生産力の高い畑をさす。

【22　天保四年深江村新畑検地帳】

天保四巳年二月

摂津国菟原郡深江村新田検地帳

字永井浜

下々畑壱反四畝歩（長廿壱間　横弐拾間）　高四斗弐升

村請

（外壱筆）
合下々畑　反別弐反七畝廿七歩　石盛三斗
高八斗三升七合
外ニ反別三畝廿六歩　永掻池敷之分（ママ）
右は摂津国菟原郡深江村新田検地、依被仰付六尺壱分間竿ヲ以三百歩之積ニ相極者也。
天保四巳年二月　御代官　辻冨次郎
手付御普請役格
鈴木本次郎
手代　川上弥助
手付　鈴木益太郎
案内庄屋　喜平次
年寄　九郎左衛門
同　庄左衛門
百姓代　藤左衛門
同　惣左衛門

解説

字永井浜の下々畑は、直接の耕地者が明記されておらず、村全体で年貢を負担する形をとっている。

江戸期には「村請新田」という新田開発の形態がある。村として開発すべき新田を申請して許可を得る。しかし現実には、各百姓が割当に応じて開発、それぞれ検地帳に登録されることが多かった。

今回、検地した新田は、村請新田の一種なのだろうが、検地帳の登録まで「村請」となっている。おそらく、共同体を運営するのに必要な畑地なのだろう。また「外ニ反別三畝廿六歩」とあるのは、池＝水利施設の一部になっているので、無税である。

【23　天保四年深江村新田検地帳】

天保四巳年二月
摂津国菟原郡新田検地帳
字浜先
下々畑七畝歩　長廿三間六寸　横九間六寸　村請
高弐斗壱升
（外四筆）
外反別三畝三歩　永掻池敷之分（ママ）
右は摂津国菟原郡深江村新田検地、依被仰付六

尺壱分間竿ヲ以、壱反三百歩之積ニ相極者也
天保四巳年二月　御代官　辻冨次郎
手付御普請役格
鈴木本次郎
手付　川上弥助
同　鈴木益太郎
案内庄屋　喜平次
年寄　九郎左衛門
同　庄左衛門
百姓代　藤左衛門
同　惣左衛門

解説

前史料と全く同じ形式。なぜ二冊に分けたのか、分からない。

【24　嘉永元年深江村新田検地帳】

嘉永元戊申年
摂津国菟原郡深江村新田検地帳

字東浜先
下田弐反七畝三歩（長四十四間三尺　横拾八間壱尺八寸）　弥平次
此高八斗壱升三合　東西堤　南北道
（外五筆）
合高三石七斗弐合　石盛三斗
此反別壱町弐反三畝拾弐歩
右は摂津国菟原郡深江村新田検地、依被仰付六尺壱分間竿ヲ以、壱反三百歩之積相極者也。
嘉永元戊申年十月　御代官竹垣三右衛門
手付御普請役格
宮部潤八郎
手代　中山昇三郎
岡田儀一郎
石井益太郎
案内地主御影村　弥平次
深江村庄屋　庄左衛門
年寄　伊兵衛
百姓代　幸左衛門

解説

新開地が、水利の便の悪い地で、畑が多かった中で、久しぶりの田地である。ただし石盛はたった「三」しかない。本来の下田は「十一」で、わずかに三分の一強しかない。いかに、荒れた土地しか残っていなかったかが、うかがわれる。

ところで、この土地の所有者は、御影村の弥平次。深江村の地内でありながら、村民はだれも開発できず、他村の資本が、深江村の姿を変えていったのである。

【25　嘉永七年深江村新田検地帳】

嘉永七甲寅年

摂津国菟原郡深江村新田検地帳

字東浜

下々畑壱反三畝拾五歩（長廿七間 横拾五間）　村請

此高四斗五合　東道　南西北畑

（外十六筆）

合下々畑反別壱町九反四畝廿七歩

此高五石八斗四升七合　石盛三斗代

右ハ摂津国菟原郡深江村新田検地、依被仰付六尺壱分間竿ヲ以、壱反三百歩之積相極者也。

嘉永七甲寅年九月　御代官　川上金吾助

手代　永山半助

中西仙次郎

岡田儀一郎

石黒亮平

和田弥兵衛

案内庄屋　庄左衛門

年寄　惣五郎

百姓代　善右衛門

久左衛門

解説

また村請。「東道　南西北畑」と、四方の土地利用状況を記しているのは、おもしろい。

【26　嘉永七年深江村新畑検地帳】

嘉永七甲寅年

摂津国菟原郡深江村

新開場検地請野帳

壱番字東浜

畑（長弐拾七間 横拾五間）　村請

此反別　壱反三畝拾五歩

東道、西・南地続、北古新田

（貼紙）「壱反三畝拾五歩之内」

壱反弐畝弐拾弐歩　高三斗八升弐合

此取米壱升九合　銀波屋治兵衛

右之内弐拾三歩　高弐升三合

此取米壱合弐勺　岸田屋こと

（以下拾七番迄）

合畑反別壱町九反四畝廿七歩

此高五石八斗四升七合　石盛三斗代

五月十三日　川上金吾助手代

岡田儀一郎

永山半助

解説

検地というのは、これまでに述べた通り、法定生産高、年貢高と、耕作・年貢負担者を決める、という意味で、幕藩体制には極めて重要な意味を持っていた。この公文書は、代官のほか、代官を助ける手代らが総がかりで作成するのであるが、完成した検地帳に、だれが署名、捺印しているかは、一つの意味を持つ。やや大げさに言えば、公文書としての機能を持たせるために、必要な要素ともいえる。宝暦六年（一七五六）の史料の解説で既に述べたが、尼崎藩の場合、当初、郡奉行や勘定奉行で禄高百石前後の上・中級武士が必ず署名をしていた。ところがこの期を境に、格付けの低い武士だけに変わってくる。幕領の場合、それぞれの代官所の機構一つ一つが小規模で、一既には言えないが、この史料だけ、代官の手代だけの署名しかないのは興味深い。

さて、この史料の読み方は、一番の一反三畝十五分が村請。しかし実際は一反二畝二十二歩（石高三斗八升弐合）を銀波屋、残る二十三歩を岸田屋に割当。これらに対する年貢（取米）は一升九合と一合二勺で、五％前後。通常の十分の一以下で、極めて低い。

なぜこのケースがこんなに低いのか、断定する材

料はない。それぞれ、石高は三斗八升二合、二升三合あり、各面積に、斗代〇・三石を乗じた数字になっているわけで、生産力が目に見えて低い、というわけではない。まだ開発間もないためだろうか。

また、残る十六区画は省略されている。

【27　嘉永七年新畑高入請状】

差上申御請証文之事

海岸附別

東浜　　摂津菟原郡深江村

字前浜　　当寅御高入新田

西浜

畑反別　壱町九反四畝廿七歩　石盛三斗代

此高　五石八斗四升七合　免五分壱厘余

此取米　弐斗九升三合

取米壱升五合内

右は私共村方新開場之儀、今般御検地相済地仮御見分、再応御取調之上、書面石盛を以当寅より御高入、御取箇附被仰付候段、被仰渡承知奉畏候。然ル上は右高へ掛り候諸役等、御触日限無遅滞、上納可仕候。依之一同御請印形差上申処如件。

嘉永七寅年十月十三日　右村百姓代　久左衛門

善右衛門

年寄　惣五郎

庄屋　庄左衛門

川上金吾助様

御役所

解説

前史料の検地帳に対し、村側からの、了解状である。新開地の検地が済み、今年から、村高に繰り入れられ、年貢納入を命ぜられたことは承知した。諸役など日限までに必ず納入する、というもの。

三、五人組帳請書

近世特有の隣保組織として「五人組」がある。戦国時代以降、武士の編成にその原型がみられるが、江戸期以降、民間の組織として一般化、制度として確立した。五戸一組を原則として、その頭を五人組頭と呼んだ。その目的は、相互監視により、犯罪の防止、罪人の告発であり、同時に、貢租の確保などにも利用された。厳しい連帯責任が特徴で、のちには相互扶助的な性格も持った。

この機能を利用して作成されたのが「五人組帳」と呼ばれる法規書である。遵守すべき条項を「前書」、その条項に対し、守ることを誓って全員が署名した人名簿を「請書」と呼ぶ。本来は、法令的な性格の強い史料である。「前書」も「請書」も、地域的、時代的な差が大きい。深江村の史料は、大半が「請書」の部分しかないうえ、各農民の石高を詳細に記しており、法令史料として利用するより、名寄帳の一種として利用する方が、好ましいと考えられるので、あえて、ここで扱うことにした。

深江村の五人組帳は、天明八年（一七八八）、寛政四年（一七九二）、寛政十二年（一八〇〇）、文化十二年（一八一五）、文政二年（一八一九）、文政四年（一八二一）、文政五年（一八二二）、安政六年（一八五九）の計七冊が残っている。これらの人名を比較すると、天明から文政までは、各組ごとに同じ名前が多く、各経営の持ち高の変化を追うのが比較的容易である。

これらの集計結果から、特徴点をあげると、

①零細経営が多く、大地主もいない。近世の農民の経営規模の一応の目安は、一町歩、十石程度といわれており、これ以下の農民は分割相続を禁止されていた。十石以上の耕地を持つのは、わずかに一割前後のうえ、最高も二～三十石程度。幕末になってようやく五十四石が出現する程度である。このように零細な農民が多いことは、専業農家が少なく、漁業や、商工業生産など、他の産業にたずさわる農民が多いことを裏づけている。

②近世前半の表④と比較しても、それほど極端な違いが見当たらない。表④は、あくまで土地を持った高持百姓だけの集計であり、耕地を持たない無高の農民（水呑）についてはデータがない。だから単

純な比較は危険であるが、全体的にきわめて似かよった構成になっている。つまり、それぞれの農民は時々に浮沈を繰り返すが、全体的に見れば、耕地の独占化が遅々として進まない、安定した社会構造だったといえる。

③ところが、文政中期から幕末にかけてのわずか三十年余りの中で、無高の農民が激増する。それだけ不安定な生活を強いられる農民が増えたことを表わす。幕藩体制が理想としていた社会からは、全くかけ離れて来たのである。

【28　天明八年深江村五人組帳請書】

天明八申年五人組

高八石弐斗五升四合	六郎兵衛	八石弐斗四合	与左衛門
高弐石七斗八升六合	次郎右衛門	七石六斗四升五合	久左衛門
高弐石弐升四合	治　兵　衛	弐石六斗四升八合	太郎左衛門
高壱斗三升五合	七　兵　衛	〃	平　九　郎
高壱石壱斗一升九合	十　三　郎	壱斗	中右衛門
〃		壱斗四升弐合	五　兵　衛
三斗七升九合	六左衛門	七石三斗弐升四合	仁右衛門
		拾壱石弐斗七升四合	佐　兵　衛
		壱斗三升七合	喜　平　次
		〃	
		壱石九斗八升五合	源左衛門
		七石壱斗九升六合	金　兵　衛
		壱石三斗弐升弐合	利　兵　衛
		三石五斗弐升六合	忠右衛門
		〃	善　吉　郎
		一斗七升四合	市　兵　衛
		五石六斗壱升弐合	仁左衛門
		六斗八升七合	徳　兵　衛

壱石壱斗壱合　小右衛門　〃　三石五斗四升九合　久兵衛
壱石壱斗弐合　長左衛門　五斗壱合　角兵衛
〃　太次兵衛　壱斗壱升三合　作兵衛
壱斗四合　九郎左衛門　壱石九斗八升壱合　忠左衛門
三石六斗壱升　六右衛門　拾五石四斗六升八合　次郎左衛門
壱斗壱升　三郎兵衛　〃　（右）忠左衛門
十右衛門　九升九合　十左衛門
〃　三石三斗三合　仁兵衛　五石七斗八升三合　彦右衛門
壱斗七升八合　与次兵衛　拾九石三斗五升七合　平左衛門
六石八斗八升弐合　吉右衛門　弐斗八升五合　徳左衛門
六石弐斗五合　善兵衛　壱石弐升
壱石七斗四升七合　半右衛門　〃　七石八斗八升八合　九左衛門
〃　壱斗八升弐合　九兵衛
四石三斗七升　五郎左衛門　弐斗九升八合　平次郎
壱斗六升六合　半兵衛　拾四石七斗三升四合　九郎兵衛
廿五石三斗九升弐合　利右衛門　七斗壱升六合　八左衛門
宋詮　〃　七石弐斗三合　権左衛門
四石弐斗七升弐合　まん

六石八斗六升　惣左衛門　三石壱升　庄　助
壱石三斗七升四合　喜　次　郎　九斗五升五合　新右衛門
九斗弐升九合　勘左衛門　〃　弥三右衛門（左）
三斗九升三合　七右衛門　五石六斗九升七合　平　五　郎
〃　弐石七斗九升七合　左左衛門
六石四斗五合　善左衛門　三斗弐升弐合　半　三　郎
弐石壱斗三升　弥次兵衛　弐斗六升四合　角右衛門
三斗九升弐合　五郎兵衛　弐石五斗八合
六石壱斗三升五合　市左衛門　〃　太　兵　衛
又　兵　衛　弐石壱斗弐合
〃　九斗四升弐合　太郎兵衛
弐石四斗七升弐合　市郎右衛門　壱斗六升五合　八郎兵衛
壱斗四升八合　弥　兵　衛　弐斗六升九合　三郎太夫
六石七斗六升七合　弥三右衛門　壱斗壱升参合　藤　兵　衛
拾八石四斗六升四合　善右衛門
壱石六斗壱升四合　七郎右衛門　〃　七郎兵衛
〃　三石四升七合　甚　兵　衛
壱石弐斗八合　又左衛門　四斗四升四合　い　し
四石八斗壱升五合　善　四　郎　壱石五斗七升弐合　三右衛門
壱斗七升八合　清　七　五石四斗弐升　伊　兵　衛
八石八斗三升弐合

〃　　八升弐合
四斗壱升弐合　一郎兵衛　四石弐斗九升五合
壱石四斗弐升九合　善助　壱石五斗四升七合
六石弐斗三升弐合　甚右衛門後家きま　〃
弐石三斗三升七合　新五兵衛　弐石壱斗弐升
拾石壱斗五合　庄左衛門　三斗
〃　　壱斗弐升
壱斗三升　伊左衛門　五斗四升六合
七石五斗五升壱合　玄格
四斗八合　藤右衛門　〃
惣左衛門　五斗七升六合
壱斗七升八合　長右衛門　三拾壱石三斗弐升
〃　　五斗四合
四斗三升弐合　久太夫　弐斗壱升八合
三石五斗八升七合　伝兵衛　弐石七斗八合
三石弐斗七升八合　五兵衛　〃
壱石四斗弐升五合　治兵衛　八升七合
源四郎　壱石三斗壱升
〃　　清次郎
四升三合　弥左衛門　喜兵衛
い　さ

又右衛門後家か　次郎兵衛　清五郎
ち　半助　忠太夫　重助
伊八　庄九郎　惣介後家きち
三郎兵衛　甚兵衛　清兵衛
大右衛門　太兵衛

清兵衛　弥右衛門　拾石壱升六合　〃　源兵衛　九郎右衛門

八助　源三郎　庄八　伊兵衛　甚吉　〃　長七　藤八

弐石壱斗四升　〃　三石七斗三升五合　壱石九斗六升三合　壱斗九升六合　〃　八石弐斗九升三合　壱石壱斗弐升五合　〃　正寿寺　ひしり喜右衛門

五斗七升四合　弐升九合　壱斗　藤左衛門　清右衛門　庄兵衛　伝吉　十兵衛　拾六石九斗六升八合　九石貳斗四升五合　拾壱石貳斗貳合　〃　庄屋源次郎　年寄新兵衛　同善八

〃　拾四石九斗五合　四斗三升七合　八升六合　弐石七斗五升八合　壱斗四升三合　茂左衛門　彦左衛門　平右衛門　与次右衛門　与右衛門　〃家百四拾八軒

【表⑩】　天明八年石高別一覧

石　高	人数
0	19
0～1	52
1～2	18
2～3	13
3～4	9
4～5	4
5～6	4
6～7	7
7～8	6
8～9	4
9～10	1
10～11	2
11～12	2
12～13	0
13～14	0
14～15	2
15～16	1
16～17	1
17～18	0
18～19	1
19～20	1
20～21	0
25～26	1
31～32	1

【29　寛政四年深江村五人組帳請書】

寛政四年深江村五人組

高六石六斗七升五合　六郎兵衛　三石五斗弐升六合　善吉郎
高弐石七斗八升六合　治郎右衛門　壱斗七升四合　市兵衛
高弐石弐升四合　治兵衛　五石六斗壱升弐合　仁左衛門
高五斗弐升五合　七兵衛　壱石六斗五升八合　徳兵衛
高壱石壱斗壱升九合　十三郎　壱石八合　小右衛門
〆五人組　〆
壱斗　中右衛門　壱石壱斗弐合　十郎右衛門
壱斗四升弐合　五兵衛　壱斗四合　長左衛門
七石三斗弐升四合　仁右衛門　太次兵衛
左兵衛　三石六斗壱升　三郎兵衛
九斗弐升九合　勘左衛門　九郎左衛門
〆　〆
壱斗三升　六左衛門　壱斗壱升　六右衛門
八石弐斗四合　与左衛門　壱石七斗四合　仁兵衛
七石壱斗四升五合　久左衛門　壱斗七升七合　与次兵衛
弐石四升八合　太郎左衛門　六石八斗八升弐合　吉右衛門
平九郎　六石弐升五合　善兵衛
〆　〆
弐斗五升四合　半右衛門
四石三斗七升　五郎左衛門

壱斗六升六合　半兵衛　壱石六斗三升五合　惣七
廿五石三斗九升五合　利右衛門　〃　善左衛門
利左衛門　六石四斗五合
〃　壱石四斗四合　弥次兵衛
拾五石四斗六升三合　次郎左衛門　五郎兵衛
九升九合　忠右衛門　三斗九升三合　七右衛門
五石七斗八升三合　十左衛門　拾壱石貳斗貳合　善八
拾九石三斗五升七合　彦右衛門　〃
友八　六石壱斗三升五合　市左衛門
〃　貳石四斗七升貳合　市郎右衛門
壱石弐升　徳左衛門　壱斗四升八合　弥兵衛
五石五斗四升九合　九左衛門　六石六斗六升七合　弥三右衛門
貳斗九升八合　平次郎　拾八石四斗六升四合　善右衛門
九右五斗六合　九郎兵衛
〃　宇兵衛　壱石六斗壱升四合　七郎右衛門
壱石貳斗八合　又左衛門
七斗壱升九合　八左衛門　四石八斗壱升九合　善四郎
七石貳斗三合　権左衛門　壱斗七升八合　清七
六石八斗六升　惣左衛門　三石壱升　庄助
一石三斗七升貳合　喜二郎　〃

五斗五升五合　新右衛門　壱石四斗貳升九合　善　助
五石六斗九升七合　弥三左衛門　六石貳斗三升貳合　甚右衛門
貳石七斗九升七合　平　五　郎　壱斗壱升三合　藤　兵　衛
参斗貳升貳合　佐左衛門　〃　（五脱カ）
貳斗六升四合　半　三　郎　貳石三斗三升七合　新　兵　衛
〃　拾石壱斗五合　庄左衛門
貳石五斗八合　角右衛門　七石五斗五升壱合　柳　元
貳石壱斗貳合　太　兵　衛　壱斗三升　伊左衛門
九斗四升貳合　太郎兵衛　四斗八合　藤右衛門
壱石四斗七升六合　八郎兵衛　〃
〃　嘉　兵　衛　三石四斗四升貳合　伝　兵　衛
四石三斗七升六合　久　太　夫
貳斗六升九合　三郎太夫　壱斗七升八合　長右衛門
貳石六斗四升四合　十郎兵衛　惣右衛門
五升三合　甚　兵　衛　六石七斗八升　源　次　郎
壱石三斗七升弐合　与　兵　衛
〃
五石四斗貳升　四郎右衛門　四升三合　弥左衛門
〃　権　兵　衛
八石八斗三升九合　伊　兵　衛　五　兵　衛
四斗壱升貳合　市郎兵衛　宗　詮

貳斗九升五合　長七　九升貳合　清三郎
〃　忠助　三石壱斗四升　弥右衛門
四石貳斗三升　忠太夫　八助
四斗六升八合　伊八　安三郎
源三郎
貳石壱斗貳升　太左衛門　五斗七升四合　藤左衛門
〃　次郎兵衛　貳升九合　清右衛門
四斗三升七合　彦左衛門
壱石五斗四升七合　三郎兵衛　壱斗　庄兵衛
壱斗貳升　庄九郎　拾九石五斗四升四合　茂左衛門
五斗四升六合　甚兵衛
六斗四升六合　清五郎　〃　利兵衛
拾七石六斗壱升四合　重助　壱石三斗貳升貳合　喜平次
六斗五升五合　源左衛門
〃　貳斗壱升八合　清兵衛　壱石九斗八升五合　金兵衛
貳石七斗八合　太兵衛　九斗五升三合　忠次郎
八升七合　清次郎
参石三斗壱升　喜兵衛　〃　貳石七斗三升七合　小左衛門
〃　宇兵衛　三石五斗四升九合　久兵衛

五斗壱合　角兵衛
壱斗壱升三合　作兵衛
壱石九斗八升壱合　忠左衛門
〆
三石七斗三升五合　庄八
壱石九斗六升三合　伊兵衛
壱斗五升壱合　甚吉
伝吉
十兵衛
〆
八升六合　平右衛門
貳石七斗五升八合　与右衛門（次脱カ）
貳斗九升五合　与右衛門
拾石貳斗貳升貳合　源兵衛
〆
八石貳斗九升三合　正寿寺
壱石壱斗貳升五合　ひじり喜右衛門
〆
拾五石九升八合　庄屋作右衛門
拾石九斗六升五合　年寄杢左衛門
九石貳斗四升五合　新兵衛
〆
家別百四拾八軒

【表⑪】　寛政四年石高別一覧表

石高	人数
0	22
～1	48
～2	20
～3	13
～4	8
～5	4
～6	5
～7	9
～8	4
～9	3
～10	2
～11	3
～12	1
～13	0
～14	0
～15	0
～16	2
～17	0
～18	1
～19	1
～20	2
～21	0
25～26	1

【30　寛政十二年深江村五人組帳請書】

寛政十二年申三月摂州菟原郡深江村
五人組御仕置帳

右条々堅相守、此旨違背之輩有之ハ可為曲事。
此帳面毎年正月、五月、九月、十一月、壱ケ年四度、村中大小之百姓寄セ慥ニ読聞セ、常々此趣、合点罷有候様、入念可申付もの也。

寛政十一年未三月

前条之御ケ条、五人組帳前書被仰付、一々奉拝見候。則庄屋方へ写置、村中大小之百姓五人組共一人も不残被仰渡候趣、壱ケ条宛得心急度相守候。若此上相背候品御座候ハヽ、如何様之曲事ニも可被仰付候。為其連判仕差上申候以上。

寛政十貳年申三月

深江村庄屋　作右衛門
年　寄　利右衛門

高弐石七斗八升七合　治郎右衛門
高弐石弐斗四合　治　兵　衛
高弐石五斗八升　六郎兵衛
高五升弐合　宇　平　次
高壱石壱斗壱升九合　十　三　郎

〆五人組

高壱斗三升　六右衛門（左）
高八石弐斗四合　与左衛門
高七石壱斗四升五合　久左衛門
高弐石四升弐合　太郎左衛門
高八升　平　九　郎

〆五人組

高壱斗　中右衛門
高弐斗六升八合　五　兵　衛
高七石三斗弐升四合　仁右衛門
高弐石五斗壱升　佐　兵　衛
高三石八斗九升　勘左衛門

〆五人組

高壱石三斗弐升四合　利　兵　衛
高四石八斗三升弐合　喜　平　次
高壱石九斗八升五合　源左衛門
高九石六斗五升六合　杢左衛門
無高　忠　次　郎

〆五人組

無高　常右衛門
高壱斗六升壱合　長左衛門
高壱斗四合　長　五　郎
無高　三良兵衛
高五石九斗九升八合　九郎左衛門

〆五人組

高壱斗壱升　六右衛門

高参斗七升壱合　仁兵衛　高拾五石四斗三升弐合　彦右衛門
高壱斗七升七合　与次兵衛　拾壱斗壱升七合　友八
高拾七石弐斗六升九合　吉右衛門
高弐石三斗　吉左衛門
〆五人組　〆五人組
高弐斗五升四合　半右衛門　高壱石弐斗　徽右衛門（左）
高四石三斗七升　五郎左衛門　高七石壱斗壱升六合　九右衛門（左）
高壱石三斗四升壱合　半兵衛　高弐斗九升八合　平次郎
高拾弐石壱斗五升　新兵衛　高六石七斗弐升　九良兵衛
無高　久右衛門　無高　治兵衛
〆五人組　〆五人組
高弐石七斗三升七合　小左衛門　高三石四斗三合　八左衛門
高壱石五斗九升壱合　久兵衛　高七石弐斗三合　権左衛門
高壱石四斗三升八合　角兵衛　高拾石八升八合　宗次（二）良
高壱石五斗五升一合　作兵衛　高壱石三斗七升弐合　喜三良
高三石七升五合　忠左衛門　高壱石六斗三升弐合　恵七
〆五人組　〆五人組
高拾五石四斗六升三合　治良左衛門　高拾壱石壱斗弐合　善左衛門
高九升九合　忠右衛門　高壱石四斗四合　弥二兵衛
高五石八升四合　十左衛門　高壱斗七升五合　五良兵衛
高二斗九升三合　七右衛門
高八石三斗五升弐合　善一良

〆五人組

高六石壱斗三升五合　市右衛門（左）　高五石六斗九升七合

高五石八升弐合　市郎右衛門　高壱石六斗弐升五合

高壱石弐斗七合　源　兵　衛　高三斗弐升弐合

高六石六斗六升七合　弥三右衛門　高貳斗六升四合

高拾八石四斗六升六合　善右衛門

〆五人組　〆五人組

高弐石五斗八合　角右衛門　高弐斗六升七合

高弐石壱斗弐合　太　兵　衛　高弐斗壱升三合

高壱石五斗七升八合　太良兵衛　高五升弐合

高壱石四斗七升六合　八良兵衛（二）　高壱石三斗七升弐合

高弐斗八升　助　三　良　高壱石九斗九升弐合

〆五人組　〆五人組

高七斗七合　七良右衛門　高八石九斗三升九合

高九斗三升弐合　又左衛門　高四斗壱升弐合

高四石八斗壱升九合　善　四　良　高六石弐斗三升九合

高六斗四升八合　清　七　高壱石四斗弐升九合

高三石壱升　庄　助　高五斗九升弐合

〆五人組　〆五人組

高弐石七斗八升七合　新右衛門　高弐石三斗三升七合

高拾壱石五斗五合

高七石五斗五升壱合

弥三左衛門　伊（市）　兵　衛

平　五　郎　六良兵衛

佐左衛門　甚右衛門

半　三　良　善　助

三郎太夫　藤　兵　衛

七良兵衛

甚　兵　衛　新五兵衛

与　兵　衛　庄左衛門

三右衛門　柳　元

高弐石六斗八升五合　藤右衛門
高壱石五斗　金兵衛

〆五人組

高四石三斗七升六合　久太夫
高壱斗七升八合　長右衛門
高三石四斗四升弐合　伝兵衛
高三石五斗八升　源四良
無高　茂兵衛

〆五人組

高四升弐合　弥左衛門
高弐斗壱升　権兵衛
高三石弐斗壱升八合　五兵衛
高壱斗四升弐合　宋栓
無高　長七

〆五人組

高四石弐斗三升　忠助
高弐石壱斗弐升　次良兵衛
無高　伊八
無高　太左衛門
高四石四斗七升八合　弥二右衛門

〆五人組

高壱石五斗四升七合　三良兵衛
高壱斗弐升　庄九良
高五斗四升六合　甚兵衛
高六斗四升六合　清五良
高三斗壱升壱合　十助

〆五人組

高弐斗壱升八合　清兵衛
高弐石七斗八合　太兵衛
高壱斗弐合　清二良
高三石三斗壱升　喜兵衛
高九升九合　宇兵衛

〆五人組

高九斗弐合　清三良
高八斗壱升　八助
高三斗五合　弥右衛門
高五斗壱升八合　忠太夫
高壱斗七合　安二良

〆五人組

高弐石壱斗弐升八合　藤左衛門

高弐升九合　清右衛門　高三石六升　六兵衛
高四斗三升七合　彦右衛門（左）　高九升五合　惣兵衛
高壱斗八升　庄兵衛
高拾参石弐斗壱升　茂左衛門　無入　宇平次
〆五人組　無入　源兵衛
高弐石七斗五升八合　与次右衛門　無入　宗五郎
高八升六合　平右衛門　無入　十良右衛門
高弐斗九升五合　与右衛門
高拾石弐斗弐升弐合　源兵衛　〆五人組
高六石三斗三升三合　新左衛門　四斗三升壱合　正寿寺
〆五人組　三石壱合　ひじり喜右衛門
高三石三斗三升五合　庄八　九石壱斗九升壱合　利右衛門
高壱石九斗六升五合　伊兵衛　拾九石五斗八升　作右衛門
高壱斗五升壱合　甚吉
無高　伝吉　右之通相違無御座候、以上。
無高　十兵衛　寛政十二申三月
〆五人組　年寄　利右衛門
高弐斗八升　九良右衛門　庄屋　作右衛門
高九斗五升　源助　木村周蔵様御役所
無高　権六

【表⑫】 寛政十二年石高別一覧表

石　高	人数
0	16
0～1	53
1～2	21
2～3	16
3～4	11
4～5	6
5～6	4
6～7	5
7～8	5
8～9	3
9～10	2
10～11	2
11～12	2
12～13	1
13～14	1
14～15	0
15～16	2
16～17	0
17～18	1
18～19	1
19～20	1
20～21	0

【31　文化十二年深江村五人組帳請書】

文化十二年深江村五人組

貳石貳斗四合　治兵衛
貳石七斗八升六合　治郎右衛門
貳石五斗八升　六郎兵衛
五升貳合　宇兵次
壱石壱斗九合　十三郎
〆
貳斗六升九合　六左衛門
八石貳升四合　与左衛門
七石壱斗四升五合　久左衛門
貳石四升八合　太郎左衛門
八升　平九郎
〆
七石九斗四合　仁右衛門
壱斗　中右衛門
貳石五斗壱升　佐兵衛
三石八斗九升　勘左衛門
長蔵
〆
壱石三斗四升四合　利兵衛
四石八斗三升四合　喜平次
壱石九斗八升弐合　源左衛門
四石九升六合　金兵衛
忠右衛門
〆
三石五斗貳升六合　善吉郎
壱斗七升四合　市兵衛
五石六斗壱升貳合　仁左衛門
四石貳斗貳升壱合　徳兵衛
壱斗壱升三合　小右衛門
〆
貳斗六升九合　常右衛門
壱斗六升三合　長左衛門
三郎兵衛

三石六斗壱升　九郎左衛門
壱斗四合　長五郎
〃
壱斗壱升　六右衛門
貳石三斗六升八合　与次兵衛
八石貳斗四合　七兵衛
三石九斗九合　吉右衛門
〃　善兵衛
貳斗五升四合　半右衛門
四石三斗七升　五郎左衛門
壱石三斗四升壱合　半兵衛
壱石壱斗四升一合　文右衛門
拾四石五斗四升六合　善吉
〃
貳石七斗八升七合　小左衛門
壱石五斗九升壱合　久兵衛
壱石四斗三升八合　角兵衛
貳石八斗四升九合　作兵衛
三石七升五合　忠左衛門

〃　治郎左衛門
拾五石四斗六升二合　忠右衛門
九升四合　十左衛門
壱石貳斗七升壱合　彦右衛門
拾五石三斗四升　友八
壱斗三升七合
〃
壱石貳升　徳左衛門
壱石八斗六升貳合　九左衛門
貳石九升八合　惣兵衛
治兵衛
六石壱升三合　九郎兵衛
〃
四石六斗壱升三合　権左衛門
壱石壱斗七升貳合　喜次郎
壱石六斗三升五合　惣次郎
三石四升三合　八左衛門
拾貳石六斗八升　利右衛門
〃
拾参石九斗貳升三合　善左衛門

三斗壱升　弥次兵衛
壱斗七升五合　五郎兵衛
三斗九升三合　七左(右)衛門
七石七斗六升九合　善市郎
〃
五石九升五合　市左衛門
五石八升貳合　市郎右衛門
六石六斗六升七合　弥惣右衛門
拾五石七斗八升九合　善右衛門
壱石貳斗六升　弥兵衛
〃
貳石五斗八合　角右衛門
貳石壱斗貳合　太兵衛
貳斗八升　助次郎
貳石五斗七升八合　太郎兵衛
四石貳斗三升八合　八郎兵衛
〃
三石壱斗三升壱合　善四郎
九斗三升貳合　又左衛門
貳斗八升　七郎右衛門

六斗四升八合　清七
三石壱升　庄助
〃
貳石五斗八合　新右衛門
六斗六升四合　半三郎
三斗貳升貳合　佐左衛門
五石六斗七升七合　弥三八
弥三左衛門
〃
壱石九斗九升貳合　三右衛門
貳斗六升九合　三郎太夫
壱石三斗七升貳合　与兵衛
五升貳合　甚兵衛
貳斗壱升貳合　七郎兵衛
〃
八石九斗三升九合　伊兵衛
四斗壱升貳合　市郎兵衛
壱石四斗貳升九合　善助
五斗九升貳合　藤兵衛
六石五斗三升九合　甚右衛門

〃　　次郎兵衛
貳石壱斗五升　　利　助
三斗壱升　　弥次右衛門
四石四斗七升八合　　太左衛門
〃
壱斗貳升　　庄　九　郎
壱石五斗四升七合　　三郎兵衛
五斗四升六合　　甚　兵　衛
六斗四升六合　　清　五　郎
〃　　忠　兵　衛
貳斗壱升八合　　清　兵　衛
貳石七斗八合　　太　兵　衛
壱斗貳合　　清　次　郎
三石三斗壱升　　喜　兵　衛
九升九合　　宇　兵　衛
〃
五石八斗壱升　　藤左衛門
壱石三斗弐升四合　　清右衛門
四斗三升四合　　彦左衛門

〃
貳石三斗三升九合　　新五兵衛
拾壱石五斗五合　　作　次　郎
三石九斗八升八合　　藤右衛門
七石九斗八升八合　　柳　元
壱石貳斗　　杢左衛門
〃
四石三斗七升六合　　久　太　夫
壱石貳升八合　　長右衛門
六斗五升八合　　作左衛門
三石五斗八升　　伝　兵　衛
茂　兵　衛
〃
四升貳合　　弥左衛門
貳斗壱升　　権　兵　衛
三石貳斗壱升八合　　五　兵　衛
壱斗四升貳合　　宋　詮
壱石貳斗七升六合　　九　兵　衛
〃
四石壱斗貳升　　忠　助

壱石弐斗八合　庄兵衛　〃　惣五郎
〃　庄右衛門　壱石弐斗九升壱合　源兵衛
貳石七斗五升八合　与次兵衛（右衛門）　弐石四斗壱升弐合　宇兵治
八升六合　平右衛門　六斗八升　善蔵
貳斗九升五合　与右衛門　弐斗八升　初次郎
拾石貳斗弐升弐合　源兵衛　〃　五郎八
六石三斗三升三合　新左衛門　長次郎
〃　友三郎
五石七斗九升弐合　庄八　八升七合　仁兵衛
壱石九斗六升三合　伊兵衛　壱斗六升九合　平四郎
壱斗五升六合　甚吉　壱斗　〃
貳石四斗五升五合　十兵衛　九升貳合　清三郎
伝吉　八斗壱升　八助（弥）
〃　源右衛門
壱斗　権六（右）　太八
貳斗八升　九郎左衛門　六兵衛　安次郎
三石六斗　惣兵衛
九升四合　伊左衛門　〃　甚四郎
壱斗弐升弐合

弐斗弐升　庄五郎
〃　伝蔵
〃　庄三郎
〃　十次郎
〃　久四郎
五石八升四合　為三郎
喜左衛門
伊平次
清蔵
〃
四斗三升三合　正寿寺
三石壱合　ひしり喜右衛門
〃
拾石八升九合　年寄　惣左衛門
拾八石三斗壱升弐合　茂左衛門
拾九石五斗八升五合　庄屋　作右衛門
〃

【表⑬】　文化十二年石高別一覧表

石高	人数
0	25
0～1	55
1～2	24
2～3	19
3～4	14
4～5	9
5～6	7
6～7	4
7～8	4
8～9	3
9～10	0
10～11	2
11～12	1
12～13	1
13～14	1
14～15	1
15～16	3
16～17	0
17～18	0
18～19	1
18～19	1
19～20	1
20～21	0

【32　文政二年深江村五人組帳請書】

文政二年深江村五人組

貳石四升四合　治兵衛
貳斗九升四合　治郎右衛門
貳石弐斗九升四合　六郎兵衛
六升三合　宇平次
壱石四斗九合　十三郎
〃
四斗九升四合　六左衛門
七石四升八合　与左衛門
八石六斗五升四合　久左衛門
三石三斗八升四合　太郎左衛門
平九郎
〃
九石五斗五升四合　仁右衛門

壱斗　中右衛門　六石七升八合　九郎左衛門
三石三升六合　勘左衛門　壱斗九合　長五郎
弐石壱斗弐升三合　佐兵衛　〃　六右衛門
清左衛門　九升六合
〃　貳石三斗六升八合　与次兵衛（七兵衛）
壱石三斗貳升弐合　利兵衛　弐石貳斗九升六合　七郎兵衛
八石七斗五升七合　喜平次　六石壱斗四升五合　吉右衛門
四石八斗四升七合　源左衛門　壱石八斗五升五合　善兵衛
三石七升三合　金兵衛　〃　半右衛門
□石四斗一升九合　忠右衛門　貳斗五升五合　五郎左衛門
〃　四石九斗五升八合　半兵衛
三石八斗六升八合　善吉郎　壱石弐斗七升壱合　文右衛門
一石三升　市兵衛　壱石壱斗七升壱合　善吉
七石五斗三升壱合　仁左衛門　拾三石三斗三升
壱石八斗貳升九合　徳兵衛
〃　三石壱斗五升壱合　小左衛門
七斗弐升　小右衛門　三石壱斗壱升八合　久兵衛
〃　壱斗四升九合　角兵衛
貳斗六升九合　常右衛門　壱斗八升貳合　作兵衛
一斗六升三合　長左衛門　忠左衛門
三郎兵衛

〃　　治郎左衛門　　壱斗壱升　　弥次兵衛
拾三石四斗五升壹合　　忠右衛門　　壱斗七升五合　　五郎兵衛
九升八合　　十左衛門　　三斗九升三合　　七右衛門（市）
壱斗七升三合　　彦右衛門　　八石弐斗三升壹合　　善　三　郎
拾五石四斗三升弐合　　友　八　　〃
壱斗壱升八合　　〃　　五石三斗九升四合　　市左衛門
〃　　徳左衛門　　六石六斗九升六合　　市郎右衛門
壱石弐斗壹合　　九左衛門　　拾五石八斗六合　　弥惣右衛門
壱石八斗四升貳合　　惣　兵　衛　　壱石三斗七升六合　　善右衛門
壱石七斗五合　　治　兵　衛　　〃　　弥　兵　衛
壱斗六升　　九郎兵衛　　貳石六斗八升四合　　角右衛門
六石八升六合　　壱石六斗四升九合　　太　兵　衛
〃　　権左衛門　　弐斗八升　　助　次　郎
四石六斗壱升八合　　喜　次　郎　　七斗貳升四合　　太郎兵衛
壱石弐斗七升弐合　　惣　次　郎　　貳石五斗弐升六合　　八郎兵衛
貳石五升六合　　八左衛門　　〃　　
三石四斗壱升五合　　惣左衛門　　三石壱斗四升八合　　善　四　郎
拾三石五斗壱升八合　　八升八合　　又左衛門
〃　　弐斗八升弐合　　七郎右衛門
拾壱石九斗弐升三合　　善左衛門

五斗五升　清七　壱斗四升四合　〃　新五兵衛

貳石六斗弐升七合　庄助　拾弐石五斗三升弐合　作次郎（右）

〃　新右衛門　六石六斗四合　藤左衛門

四斗壱升三合　半三郎　七石八斗弐升三合　柳元

弐斗八合　佐左衛門（八）　〃　杢左衛門

三斗貳升八合　弥三兵衛（左）　三石四斗五升四合　久太夫

九升七合　弥惣右衛門　壱斗四升八合　長右衛門

五石六斗九升四合　四石九斗五升八合　作左衛門

〃　三右衛門　伝兵衛

壱石九斗九升壱合　三郎太夫　茂兵衛

二斗六升九合　与兵衛　〃　弥左衛門

壱石弐斗一升四合　甚兵衛　弐斗八升七合　権兵衛

壱石五斗六升四合　七郎兵衛　三斗三升　五兵衛

壱斗弐升三合　壱石六斗三升五合　宋詮

〃　壱斗七升　九兵衛

八石九斗三升九合　伊兵衛　壱石六斗三升弐合　〃

四斗壱升貳合　市郎兵衛　六石六斗七升六合　忠助

弐石九斗六合　善助

三斗八升四合　藤兵衛

七石五斗四升三合　甚右衛門

壱石八斗六升　治郎兵衛　弐石四斗四合　庄兵衛
壱斗五升五合　利助（右衛門）　壱斗五升四合　庄右衛門
四石六斗七升三合　弥次兵衛（左衛門）　〃　与次右衛門
〃　太兵衛　壱斗七升貳合　平右衛門
壱斗六升三合　庄九郎　壱石四斗四升四合　与右衛門
三郎太夫　九石五斗弐升六合　源兵衛
貳石三斗九升六合　甚兵衛　九石五斗四升七合　新左衛門
五斗六升六合　清五郎　〃
九石壱斗弐升四合　利右衛門　六升弐合　庄八
〃　清兵衛　壱石八升壱合　伊兵衛
貳斗貳升五合　壱斗五升六合　甚（吉）作
二石六斗壱升四合　太兵衛　四石四斗五升五合　十兵衛
清次郎　伝吉
三石壱斗七合　喜兵衛　〃
治右衛門　壱斗　権六
〃　壱石九斗五升　九郎右衛門
七石壱斗八升六合　藤左衛門　八石弐斗四升三合　六兵衛
貳升九合　九升四合　惣兵衛
三石三斗壱升七合　彦左衛門　壱斗貳升貳合　伊左衛門

〃　惣五郎
貳石六斗五合
四石四斗壱升壱合　伊兵衛
壱石五斗九升弐合　善蔵
壱斗三升　宇平次
〃　助五郎
八升七合　五郎八
壱斗六升九合　長九郎（次）
八升　友三郎
〃　仁兵衛
三斗九升　庄□
八斗壱升　清三郎
□（八）助
壱斗六升　弥右衛門
壱斗七合　太八
〃　安次郎
甚四郎

貳斗七升　庄九郎（五）
貳斗九升四合　伝蔵
〃　庄三郎
三石三斗壱升弐合　為三郎
六石壱斗壱升四合　□（久）四郎
喜左衛門
〃　伊平次
清蔵
清五郎
徳右衛門
吉兵衛
正寿寺
喜右衛門
〃　年寄　茂左衛門
貳拾石三斗五升五合
拾五石六斗七升　忠兵衛

【表⑭】 文政二年石高別一覧表

石　高	人数
0	28
0 ～ 1	59
1 ～ 2	23
2 ～ 3	14
3 ～ 4	12
4 ～ 5	7
5 ～ 6	2
6 ～ 7	7
7 ～ 8	5
8 ～ 9	5
9 ～10	4
10～11	0
11～12	1
12～13	1
13～14	3
14～15	0
15～16	3
16～17	0
17～18	0
18～19	0
19～20	0
20～21	1
不　明	2

【33　文政四年深江村五人組帳請書】

文政四年五人組深江村

貳石貳升四合　治兵衛
貳斗九升四合　治郎右衛門
弐石弐斗九升四合　六郎兵衛
六升壱合　宇平次
壱石四斗九合　十三郎
〆
三斗弐升五合　六左衛門
五石五斗八升四合　与左衛門
八石六斗五升四合　久左衛門
三石三斗八升八合　太郎左衛門
平九郎
〆
五石貳斗三升貳合　仁兵衛（右衛門）
壱石五斗三升　中右衛門
弐石壱斗弐升三合　佐兵衛
四石壱斗五升六合　勘左衛門
五石九升八合　清左衛門
〆
壱石三斗弐升弐合　利兵衛
七石弐斗壱升　喜平次
三石四斗六升四合　源左衛門
三石九斗七升三合　金兵衛
壱石九斗六升九合　忠右衛門
〆
貳石九斗三升八合　善吉郎
壱斗三升　市兵衛
七石六斗三升六合　仁左衛門
壱石七斗壱升四合　徳兵衛
七斗貳升　小右衛門
〆
壱斗六升三合　常右衛門
長左衛門
三郎兵衛

六石七升八合　九郎左衛門
八升七合　長五郎
〃
九升六合　六右衛門
貳石三斗六升八合　与次兵衛
貳石貳斗九升七合　七（吉）兵衛
六石六斗壱升五合　善右衛門
壱石八斗五升五合　善兵衛
〃
貳斗五升六合　半右衛門
貳石壱升六合　五郎左衛門
壱石壱斗壱升八合　半兵衛
七斗三升壱合　源次郎
拾五石壱斗八升貳合　善吉
〃
三石壱斗五升三合　小左衛門
壱石七斗七升六合　久兵衛
壱石四斗四升　角兵衛
作兵衛
壱斗八升弐合　忠左衛門

〃　八石七斗壱升九合　治郎左衛門
九升八合　忠右衛門
壱斗七升三合　十左衛門
拾五石四斗三升壱合　彦右衛門
壱斗壱升八合　友八
〃
壱石貳升壱合　徳左衛門
壱石八斗四升弐合　九左衛門
貳斗九升八合　平次郎
貳石三斗九升五合　治兵衛
六石六斗貳升　九郎兵衛
〃
四石三斗貳升七合　権左衛門
壱石貳斗七升貳合　喜次郎
貳石五升六合　惣七郎
四石四斗壱合　八左衛門
〃
拾三石九斗貳升三合　善左衛門

壱斗壱升　弥次兵衛　五斗六升壱合　清五郎
壱斗七升五合　五郎兵衛　八石八斗三升九合　利右衛門
三斗九升三合　七右衛門
八石貳斗三升壱合　善市郎　〃　清兵衛
〃　弥左衛門　貳斗貳升五合　太兵衛
弐升七合　権兵衛　六斗三升五合　清次郎
三斗七升八合　五兵衛　三石三斗七合　喜兵衛
壱石六斗二升六合　宋詮（九兵衛）　五石四斗貳升六合　治右衛門
壱斗七升　九郎兵衛　〃　藤左衛門
壱石六斗三升四合　忠助　五石八斗六升九合　清右衛門
〃　治郎兵衛（利）　三升七合　彦左衛門
六石貳斗壱升五合　新助　三石六斗四升七合　庄兵衛
壱石九斗八升五合　弥次右衛門　貳石貳斗六升三合　茂左衛門
壱斗五升五合　杢左衛門　貳拾貳石壱斗六升七合
四石六斗壱升三合　〃　壱石四斗七升五合　与次右衛門
〃　庄九郎　壱石七斗六升三合　平右衛門
壱斗六升六合　三郎兵衛　壱石七斗四升八合　与右衛門
貳石三升九合　甚兵衛　七石三斗四升七合　源兵衛
三石三斗六升四合　九石五斗四升七合　新左衛門

〃　藤三郎　五斗壱升八合　忠太夫
壱石四斗壱升六合　伊兵衛　壱石四斗　友三郎
八斗八升三合　甚吉　壱斗六升九合　仁兵衛
壱斗五升六合　十兵衛　貳斗三升三合　平四郎
四石四斗五升貳合　伝吉　〃　清三郎
壱斗貳升六合　貳斗六升四合　八助
〃　権六　八斗壱升　弥右衛門
壱斗　九郎右衛門　壱斗六升　大三郎
壱石九斗五升　六兵衛　壱斗五合　安次郎
三石壱斗九升九合　惣兵衛　〃　甚四郎
九升四合　伊左衛門　壱斗九升　庄五郎
〃　貳石六斗五合　惣五郎　貳斗五升四合　伝蔵
四石貳斗三升六合　源兵衛　庄三郎
貳石四斗壱升四合　善蔵　十次郎
壱斗三升　宇(和)平次　〃　為三郎
〃　利助　三石三斗壱升四合　久四郎
五郎八　六石七斗九升四合　喜左衛門

伊平次　壱石五斗四升壱合
清蔵　〃　壱石九斗壱升九合

文右衛門　七石六斗三升六合
徳右衛門　〃
宇兵衛　貳拾弐石四斗七升貳合
清五郎　四斗三升壱合
吉兵衛　三石壱斗七升九合

庄屋　仁左衛門
年寄　惣左衛門
正寿寺
ひしり喜右衛門

【表⑮】　文政四年石高別一覧表

石高	人数
0	19
0～1	43
1～2	23
2～3	13
3～4	10
4～5	6
5～6	5
6～7	5
7～8	4
8～9	4
9～10	1
10～11	0
11～12	0
12～13	0
13～14	1
14～15	0
15～16	2
16～17	0
17～18	0
22～23	2
～24	0

【34　文政五年深江村五人組帳請書】

文政五年深江村五人組

高弐石弐斗四合　治兵衛
高弐斗九升四合　次良右衛門
高弐石弐斗九升四合　六郎兵衛
高六升壱合　宇平治
高壱石四斗九合　十三郎

高三斗二升五合　六左衛門
高五石五斗八升四合　与左衛門
高八石六斗五升四合　久左衛門
高三石三斗八升八合　太郎左衛門
無高　平九郎

高五石弐斗三升弐合　仁右衛門
高壱石五斗三升　中右衛門
高弐石壱斗弐升三合　佐兵衛
高四石五斗四升　勘左衛門
高弐石九升八合　清左衛門

高壱石三斗弐升弐合　利兵衛　高六石六斗壱升五合　吉右衛門
高七石弐斗壱升　喜平治　高壱石八斗五升五合　善兵衛
高三石四斗六升四合　源左衛門　高弐斗五升六合　半右衛門
高三石九斗七升三合　金兵衛　高三石壱升六合　五郎左衛門
高壱石九斗六升九合　忠右衛門　高壱石壱斗壱升八合　半兵衛
高七斗三升壱合　源次郎
高拾五石三斗四合　善吉
高弐石九斗三升八合　善吉郎
高壱斗三升　市兵衛
高壱石七斗壱升四合　徳兵衛
高七斗弐升　小右衛門
高三石壱斗五升三合　小左衛門
高壱石七斗七升六合　久兵衛
高壱石四斗四升　角兵衛
無高　作兵衛
高壱斗八升弐合　忠左衛門
無高　常右衛門
高壱斗六升三合　長左衛門
無高　三郎兵衛
高六石七升八合　九郎左衛門
高八升七合　長五郎
高八石七斗壱升九合　治郎左衛門
高九升八合　忠右衛門
高九升六合　六右衛門
高壱斗七升四合　十左衛門
高弐石三斗六升八合　与次兵衛
高拾五石四斗三升壱合　彦右衛門
高弐石弐斗九升七合　七兵衛
高壱斗壱升八合　友八

高壱石弐升壱合　徳左衛門　無高　市郎右衛門
高壱石八斗四升弐合　九左衛門　高六石六斗八升六合　弥惣右衛門
高弐斗九升八合　平　次　郎　高拾五石八斗六合　善右衛門
高弐石三斗九升五合　治　兵　衛　高壱石三斗七升六合　弥　兵　衛
高六石六斗弐升　九郎兵衛　高弐石六斗八升四合　角右衛門
高壱石六斗弐升五合　太　兵　衛
高四石三斗弐升七合　権左衛門　高弐斗八升　助　次　郎
高壱石弐斗七升弐合　喜　次　郎　高七斗弐升八合　太郎兵衛
高弐石五升六合　惣　七　郎　高弐石五斗四升六合　八郎兵衛
高四石四斗壱合　八左衛門
高八石八斗三升九合　利右衛門　高壱石九斗六升九合　善　四　郎
高弐斗八合　又左衛門
高拾壱石八斗弐升五合　善左衛門　高壱斗八升六合　七郎右衛門
高三斗壱升　弥治兵衛　高五斗九升　清　七
高壱斗七升五合　五郎兵衛　高弐石八斗六升七合　庄　助
高三斗九升三合　七右衛門
高八石弐斗三升壱合　善　市　郎　高七斗三合　新右衛門
高九斗七升八合　半　三　郎
高五石三斗九升四合　市左衛門　高弐斗四升七合　佐左衛門

高九斗七合　弥惣八
高五石六斗九升四合　弥惣左衛門

高壱石九斗九升壱合　三右衛門
高弐斗六升九合　三郎太夫
高壱石弐斗壱升九合　与兵衛
高弐石三斗五升六合　甚兵衛
高壱斗壱升三合　七郎兵衛

高八石九斗三升九合　伊兵衛
高四斗壱升弐合　市郎兵衛
高弐石九斗六合　善助
高三斗弐升三合　藤兵衛
高七石五斗四升三合　甚右衛門

高壱斗四升四合　新五兵衛
高拾弐石三斗六升八合　庄左衛門
高八石弐斗八升七合　藤右衛門
高七石八斗弐升三合　柳元

高三石弐斗五升四合　久太夫
高壱斗七升八合　長右衛門
高四石九斗九升八合　作左衛門
高三斗六升　伝兵衛
無高　茂兵衛

高弐升七合　弥左衛門
高三斗七升八合　権兵衛
高壱石六斗三升六合　五兵衛
高壱斗七升　宋詮
高壱石六斗三升四合　九兵衛

高六石弐斗壱升五合　忠助
高壱石九斗八升五合　次郎兵衛
高壱斗五升五合　利助
高四石六斗壱升三合　弥次右衛門
無高　太左衛門

高壱斗六升六合　庄九郎
高弐石三升九合　三郎兵衛

高三石三斗六升四合　甚兵衛
高五斗六升壱合　清五郎
高拾五石六斗七升　忠兵衛

高弐斗弐升五合　清兵衛
高六斗三升五合　太兵衛
無高　清次郎
高三石三斗七合　喜兵衛
高五石四斗弐升六合　治右衛門

高五石八斗六升九合　藤左衛門
高三升七合　清右衛門
高三石六斗四升七合　彦左衛門
高弐石弐斗六升三合　庄兵衛
高弐拾弐石七斗六升六合　茂左衛門

高壱石四斗七升五合　与次右衛門
高壱石七斗六升三合　平右衛門
高壱石七斗四升八合　与右衛門
高七石三斗四升六合　源兵衛

高九石五斗四升七合　新左衛門

高壱石四斗壱升六合　藤三郎
高八斗八升三合　伊兵衛
高壱斗五升六合　甚吉
高四石四斗五升五合　重兵衛
高壱斗弐升六合　伝吉

高壱斗　権六
高壱石九斗五升　九郎右衛門
高三石壱斗九升九合　六兵衛
高九升四合　惣兵衛
無高　伊左衛門

高弐石六斗五合　惣五郎
高四石弐斗三升六合　源兵衛
高弐石四斗壱升四合　善蔵
高壱斗三升　宇平治
無高　和助

無高　五郎八
高五斗壱升八合　忠太夫
高壱石四斗　友三郎
高壱斗六升九合　仁兵衛
高貳斗三升三合　平四郎

高弐斗六升四合　清三郎
高八斗壱升　八助
無高　弥右衛門
高壱斗六升　太三郎
高壱斗七合　安次郎

無高　甚四郎
高四斗九升　庄五郎
無高　伝右衛門
高弐斗五升四合　庄三郎
無高　十次郎

無高　為三郎
高三石三斗壱升四合　久四郎

高六石七斗八升四合　喜左衛門
無高　伊平治
無高　清蔵

高拾壱石五斗四升壱合　文右衛門
高壱石五斗壱升九合　徳右衛門
無高　宇兵衛
無高　清五郎
無高　吉兵衛

高七石六斗三升六合　庄屋　仁左衛門
高廿弐石四斗七升弐合　年寄　惣左衛門
高四斗三升壱合　正寿寺
高三石壱斗七升九合　ひしり喜右衛門

右之通、相違無御座候　以上。

【表⑯】　文政五年石高別一覧表

石高	人数
0	21
～1	59
～2	27
～3	18
～4	12
～5	7
～6	6
～7	6
～8	5
～9	6
～10	1
～11	0
～12	2
～13	1
～14	0
～15	0
～16	4
～17	0
～18	0
～22	0
～23	2

【35　安政六年深江村五人組帳請書】

安政六年五人組帳

高拾石六斗六升三合　治兵衛　高八石六斗九升九合　与左衛門
高三斗三升七合　市兵衛　高壱石壱斗五合　清左衛門
高弐石壱斗六升　弥次右衛門　高五斗弐升壱合　善左衛門
無高　与次右衛門　高壱石三斗三升四合　吉右衛門
高弐斗六升　源兵衛　高壱斗四升三合　弥三左衛門

高弐拾弐石九斗二升八合　久左衛門　高弐拾壱石三斗四升四合　善右衛門
高四石三斗九升壱合　忠右衛門　高三石三斗壱升四合　善一郎
高壱石四斗四升九合　文蔵　高三石七合　彦左衛門
無高　喜左衛門　無高　友八
無高　伊之助

高三石四斗三升三合　仁右衛門　高七石九斗弐升九合　弥兵衛
高拾石四斗五升七合　逸作　高弐石七斗六升壱合　友三良
高壱斗六升九合　茂兵衛　高五石九斗八升八合　新左衛門
高弐斗四升三合　源左衛門　無高　甚兵衛
無高　新右衛門　無高　治良右衛門

高弐斗六升　与三兵衛
高弐斗七升壱合　重左衛門

高三斗七升二合　亀三郎
高弐斗八升二合　三郎兵衛
高弐斗九升二合

高弐石四斗壱升四合　弥惣左衛門
高壱石弐斗壱升　喜平次
高四斗五升壱合　佐兵衛
無高　五兵衛
高三斗六合　五郎兵衛

高弐斗八合　喜兵衛
無高　善四郎
無高　伊助
高壱石六斗弐升七合　彦左衛門
無高　幾右衛門

高七斗九升六合　又左衛門
高九石壱斗八升弐合　六良兵衛
高弐斗壱升弐合　五良左衛門
高六石壱斗八升五合　仲右衛門

高　大工善三郎

高五石三斗弐合　太郎兵衛
高六石三斗四升九合　伊兵衛
無高　六左衛門
高拾壱石弐斗六升三合　新兵衛
高壱斗八升六合　藤三郎

高弐石四斗五升九合　藤左衛門
高壱斗六升五合　岩三郎

高壱石六斗六升壱合　市郎兵衛
高壱斗五升七合　忠助
久太夫

高七石七斗五升五合　平治郎
高弐石壱斗九升　こと
無高　大和屋喜兵衛
高壱石七斗七升　泉屋猪之助
七右衛門

高三石九斗壱升八合　久右衛門　無高　三良兵衛
助次良　無高　無高　宇平次
清右衛門　高七斗弐升　小右衛門
弥助　無高　弥右衛門
七兵衛　無高　柳蔵
無高　宇平治　高壱石三斗弐升七合　利兵衛
無高　庄兵衛　無高　久次良
無高　長兵衛　高弐斗八升三合　重三良
無高　九左衛門
無高　市郎右衛門　高六石三斗三升七合　徳兵衛
高壱斗九升七合　無高　藤蔵
高八斗七升四合　新五兵衛　高六斗弐升三合　辰次郎
善吉　無高　源三良
庄三郎　無高　与兵衛
政次良
甚兵衛　高三石六合　藤平次
無高　久次良
高四石七斗八升壱合　善太郎　無高　八右衛門
無高　八左衛門　無高　善八

無高	元　三　良	高壱斗九升	太　平　次
高四石九升五合	作　次　郎	高八升三合	三郎太夫
	重　兵　衛	高壱斗九升	庄　　助
	清　五　郎		助　五　郎
	清右衛門	高弐石壱斗四升壱合	角　兵　衛
高五石三斗九升七合	新　五　郎	無高	伝右衛門
高拾壱石六斗六升四合	源　次　郎	無高	三右衛門
高四石六斗四升六合	善　吉　郎	高五石四斗四升弐合	角右衛門
高八升三合	徳左衛門	無高	権　四　郎
無高	清　三　郎	高壱石五斗九升六合	忠　兵　衛
		高弐斗九升七合	安　次　良
高弐斗四升四合	庄　太　郎	無高	太　三　良
無高	利左衛門	無高	与　　蔵
高壱斗五升五合	利　　助	高三斗三升壱合	久　兵　衛
高壱石五斗四升	常右衛門		
高壱斗七升六合	定　五　郎	高三石三斗壱升七合	栄　三　郎
		高弐石四升四合	権　兵　衛
高弐石五升五合	久　三　郎	高壱石七斗六升三合	平右衛門

無高　　高壱斗八升　　権次郎
無高　　高弐斗四升壱合　　佐左衛門
高五拾三石弐斗三升三合　　無高　　治助
高拾石七斗七升三合　　無高　　文助
高四石五斗三升五合　　無高　　与次兵衛
無高　　茂左衛門
無高　　重右衛門
藤右衛門
角次郎
惣四郎
高三石四斗弐升七合　　文右衛門
高三石五升八合　　勝次郎
高壱石三斗七升弐合　　七郎兵衛
高壱石七斗七升九合　　利右衛門
無高　　太兵衛
高八石六斗九升五合　　冨五郎
高三斗四升　　市左衛門
無高　　平四郎
高八斗八升弐合　　惣七郎
高壱斗五升三合　　藤兵衛
高三石五升三合　　弥次兵衛
高三斗五升　　庄八
無高　　伊平次
無高　　武兵衛
無高　　七郎右衛門
高七石六斗七升弐合　　伊兵衛
高七石四斗八升四合　　宗詮
無高　　幸次郎
高五斗壱升八合　　治助
無高　　和輔
高五斗六升四合　　勘左衛門

高壱斗三升六合　喜三郎
高壱斗六升　徳三郎
無高　忠次郎
無高　惣左衛門

高弐斗三升　九兵衛
高弐斗八升八合　九良右衛門
無高　忠右衛門
高八斗壱升　萬助
無高　平五郎

高拾八石弐斗七升四合　九郎左衛門
高壱斗四合　九平次
高壱石壱斗七升壱合　半三良
高三石弐斗八升六合　庄九郎
無高　伊助

高五石八斗八升六合　治良左衛門
高壱石四斗九升　忠左衛門
高弐石三斗三升八合　権左衛門

高三拾七石六斗八升五合　玄泉
無高　常助

高弐石六斗三升八合　徳右衛門
無高　嘉七
高八升　幸左衛門
高五石四斗六升九合　治右衛門
高弐石七斗四升五合　治兵衛

高壱石七斗五升七合　九郎兵衛
無高　伊三郎
高三石三斗八升八合　六兵衛
高弐石八斗八升三合　長左衛門
高弐石壱斗壱升壱合　太兵衛

高七石七斗壱升壱合　仁左衛門
高弐石壱斗六升六合　嘉兵衛
高壱斗六升九合　仁兵衛
高六斗壱升五合　作左衛門
高三斗四升八合　善兵衛

高弐石八斗弐升壱合　源助
儀兵衛
喜次郎
権六
庄七

高三斗五升弐合
高弐石弐升弐合

無高　源兵衛
無高　八良兵衛
無高　小兵衛
無高　勝輔
無高　冨蔵

高三石六斗弐升四合　正寿寺
高六石九斗四升九合　ひしり喜右衛門
高拾三石七合　庄屋　庄左衛門
高拾壱石六斗四升弐合　年寄　惣五郎

右之通、相違無御座候　以上。

安政六年三月

白石忠太夫様
御役所

【表⑰】　安政六年石高別一覧表

石　高	人数
0	82
～1	53
～2	16
～3	16
～4	11
～5	5
～6	6
～7	4
～8	5
～9	2
～10	1
～11	3
～12	2
～13	0
～14	1
～15	1
～16	0
～17	0
～18	0
～19	1
～20	0
～21	0
～22	1
～23	1
～38	1
～54	1

近世の土地台帳史料について

(一)近世農村社会の特徴

一六〇〇年（慶長五）、徳川家康は、石田三成を中心とした豊臣方の大名連合軍を、関ヶ原の戦いで破り、全国を支配する地位を固めた。さらに三年後、天皇から将軍職に任ぜられ、鎌倉、室町幕府に次ぐ三番目の幕府を江戸（東京）に開き、二百六十年余りの江戸時代（徳川時代）が始まることになる。

武力にまさるものが、実力で支配者を倒して自分が支配者にのし上がる、という下剋上の続いた戦国時代とはうって変わって、支配―被支配の安定した時代が訪れたのである。こんな大きな変化は、単に支配者の世界ばかりでなく、政権を下から支えた庶民の生活や歴史もまき込んで、変化が浸透した。

その一点が「兵農分離」だ。つまり戦国期までは、武装した農民が多く、豊臣秀吉のように、農民から全国の支配者までのし上がることも可能だった。そこで、秀吉は自らの政権を安定させるため、武器を取り上げ（刀狩り）た。さらに、戦争の中心となるそれまでの城郭とは違って、政治・経済・文化の中心となる大規模な城を築き、武士を集住させ、農民と隔離した。また身分間の移転なども禁止され、身分差別が明確にされた。

一方で、農民は、土地にしばりつけられ、領主から直接に支配されるようになる。つまり、荘園制のもとでは名主（みょうしゅ）という有力農民層を領主側が支配する、というのが一般的で、課税も名主単位で行われることが多かった。名主は地域によって、かなり存在の形が異なっているが、近畿地方では、家族と下人（げにん）と呼ばれる隷属農民で作られ、中規模（辺境地に比べ）程度の経営だった。ところが、生産力の向上などで下人が次第に独立して経営を営む傾向が強まる一方、名主は次第に耕作から離れる者が増え、戦国期には大名家臣団になったり、一揆の中心になって大名に抗するようになる。

これに対し、秀吉の行った太閤検地では、この名主の存在を否定、「兵」か「農」かいずれかの道の選

択を迫った。すでに述べた「兵農分離」である。そして、秀吉は、課税の対象として、生産から離れつつあった名主層ではなく、その下から独立しつつあった新しい小農民層を選んだ。そして耕地をすべて計量し、一区画ごとに直接耕作者＝年貢負担者を掌握。一つの土地に、下人、名主、荘官、領家、本所など、何種類もの権利と義務が複雑にかさなり合って、中間搾取が行われた荘園制下の土地制度は一掃され、大名（旗本）―小農民という二極に単純化されたのである。

第二点が、「石高制」である。検地によって、土地の生産高を米の量に換算して表示する制度。中世に主流だった、土地に対する課税額を銭（貫文）高に換算する「貫高制」とは決定的に異なっていた。農民は所持する田地の石高に応じて年貢・諸役を負担し、武士は領地の石高に比例して、軍事的な奉仕の負担を負うことが決められた。こうして「石高制」は、社会の基本的な制度となったのである。

農民の立場から見れば、自分の所持する土地に対する耕作権を保障される一方、年貢・諸役を負担する義務を負わされた。そして、その権利と義務を確実に行わせるために、村単位の連帯責任で、年貢・諸役を負担させる「村請制」を導入。農村を離れた武士が、農村を支配するための制度として利用されたのである。

以上のように、「兵農分離」と「石高制」は、近世社会の基本的な特徴となった。村の中での農民の姿に目を移せば、中世は、名主とその家族のほかに、下人など隷属農民を含む複合的な大家族が農業経営の基本単位であり、領主からの課税もこの単位で行われた。同時に、下人などの隷属民は極めて低い地位に甘んじ、名主層から搾取を受けていた。これに対し、近世になれば、独立してきた旧・下人層、下人層を独立させ規模の縮小した旧・名主層が、家族を単位に、土地を所持する「高持ち百姓」として、検地帳に登録され、この「小農」が農業経営と、課税の単位となった。

このように、近世の土地制度は、近世の社会その

ものを形づくる基礎ともなっており、土地制度史料は、当時の社会を考えるうえで欠かせない史料である。と同時に、原則として日本全国を、統一した基準で計量し、資料化した、という点も見逃せない。それは、当時の社会を客観的に、再現する絶好の手がかりになるからである。このように、近世の土地制度史料は、社会制度の根本として重要な意味をもつうえ、計量化が可能など、その持つ資料的な意味もきわめて重要なのである。

なお、これまでの説明から明らかのように、近世社会は、徳川家康の江戸幕府開設で始まる、とは考え難い。「兵農分離」策は、鉄砲伝来などによる戦法の変化や、商品流通の進展による都市の発達が背景で、武士を都市に集めて専業化する動きは既に始まっていた。織田信長は、この政策をいっそう進め、豊臣秀吉の刀狩令（一五八八・天正一六年）で、「兵農分離」は急速に進展、固定化した。

また「石高制」にしても、中世末から、土地の生産高を表わす一つの方法としては存在したが、秀吉の太閤検地（天正末期）以降、全国的に浸透した。このように、近世社会の基礎的なしくみ（鎖国制を除けば）は、織豊政権期から形づくられていた、と見る方が正しい。土地制度史の上では、とりあえず太閤検地以降を、近世としておきたい。

(二)土地台帳史料のあらまし

(1)検地帳

近世の土地台帳史料として、最も基本的なものは検地帳である。水帳（御図帳、みず・みづ帳）、竿帳、縄帳ともいう。一村ごとに作成。田畑を一区画ごとに、地名（小字名）、等級（上、中、下、下々）、面積（反・畝・歩）、石高（石・斗・升・合）、耕作者＝納税者をしるす。二冊作成し、一冊は、勘定所（奉行所）、もう一冊を庄屋が保管していた。測量基準として　一間＝六尺三寸（江戸幕府は六尺一間）、一間四方＝一歩、三十歩＝一畝、十畝＝一反、と統一。不正を防ぐため、調査の方法などを記した検地条目をもとに、検地奉行に任ぜられた役人が行った。

西摂地方では、織田信長の時代の天正八年（一五八〇）、神戸市須磨区の福祥寺で寺領検地が行われた

（『当山暦代』）。太閤検地としては天正十一年（同寺）、天正十九年（能勢郡天王村＝大阪府豊能郡能勢町）に行われたことが分かっている。文禄三年（一五九四）になると、川辺郡、菟原郡、八部郡の約二十ヵ村分が残っている。しかし菟原郡は極めて少なく、大半は川辺郡が占めている。

関ヶ原の戦いで、大坂方の大名はかなりな打撃を受け、転封、廃絶が相次いだ。しかし摂津では徳川勢力の浸透がすすむものの、豊臣秀頼や大坂方の大名も依然、大きな力を残していたようだ。秀頼の時代になって、菟原郡内では田辺村（慶長六年）、中野村（同八年）、岩屋村（同十六年）などで検地が行われたことが分かっている。

旧本庄三ヵ村では、深江村の寛文四年（一六六四）の本田検地帳、新田検地帳が現存の最古である。その後は、幕末まで二十数回にわたって小規模な新田開発が行われ、検地帳が残された。

(2)名寄帳

検地帳をもとに作られたもので、耕地所有者ごとに、石高、反別を合計したものが名寄帳である。個々の農民に対する租税や村入用などを賦課するために便利だった。作成は村役人が当たった。一種の人別土地台帳といえるものである。

旧本庄村では、深江村（寛政三年＝一七九一）など残ってはいるが、いずれも茂左衛門家、新左衛門家など、村内の富裕者の名寄帳で、村落全体のものは見あたらない。

これらの史料を使って、描ける村の様子は数多い。まずは、農民の所持していた石高で、貧富の差がどの程度、あったかが分かる。肥料や新しい農具・耕作法などの導入で、生産高が増えたり、新田開発で石高が増えても、広く村民に行きわたり、それぞれの生活ぶりを向上させたのか、それとも、特定の階層が独り占めする形で、貧富の差が拡大したのか、は極めて重要な課題である。また土地を持たない無高層や、石高の少ない百姓が増えることは、社会不安の醸成であるとともに、農業外所得の増大＝商工業経済の進展の裏返しでもある。幕藩制社会は、

十石前後の石高を持って、家族の労働で再生産を続けていく「小農」で作られた農村を、理想の基盤としていた。旧本庄村のように、農業のほかに漁業や酒造業など、農業外所得の期待できる地域は、当然「理想の農民像」よりも所持する石高は少なかったが、それでも、土地が特定の農民のもとに集まり、一方で土地を持たない無高層が増えることは、幕藩制社会の経済システムそのものが、掘り崩されていく過程であった。

このほか、新田開発の歴史、耕地の用途別比、など、統計の取り方でさまざまな歴史像が明らかになる。

(3)五人組帳

この史料集では、五人組帳も、利用者の便宜を図って、土地台帳史料として取り扱った。五人組は、租税の保障や犯罪の防止などの狙いで、五人を一組として連帯責任を負わせた制度で、五人組帳は前書きと世帯主の名簿で構成。「前書き」は、農民が守るべき条項を領主側が示したもので、法令的な要素を持つ。しかし、現存の深江村の五人組帳の筆写史料は、五人ずつの名簿の部分が大半で、前書きの部分はほとんどない。前書き部分がいずれも同文のため、写すのをやめたのだろうか。いずれにせよ、前書きがなく、各世帯主の石高が明記してある五人組帳史料は、むしろ名寄帳的な利用方法が適切と思い土地台帳史料として扱った。

(4)その他

このほか、国絵図、郷帳、村高書き上げ帳、など村高を知りうる史料は数多い。これらのうち総石高だけしか分からないものは、一覧表として取り上げた。ただ、寛文九年（一六六九）ごろ、と推定される「大膳亮様　領地調」という史料は、記載項目が多く、独立史料として抄録した。この史料は、村高、庄屋名、戸数、人口、船数、田畑別石高、田畑の等級別の内訳、過去三ヵ年の年貢率などが詳細に記されている。ましてや史料の極めて少ない近世初期の

内容だけに、貴重である。(『尼崎市史』『西宮市史』などが関係市域分だけ、史料編で抄録している)

このほか、天和―貞享(一六八一―七)ごろの石高や、家数、人数、船数を詳細に書き上げた覚、天明八年(一七八八)の「御巡見様御通行御用之留」の史料も似た性格を持つ興味深い史料ではあるが、いずれも、尼崎市地域研究史料館紀要「地域史研究」に、活字化されて採録されているので、数字の抜き書きに止どめた。

ただ享保十二年(一七二七)については、変遷表の解説の中でも取り上げたように、新田高が本高に繰り込まれる画期になる史料のため、抜すいした。

(三)参考文献

近世の土地制度史については、幕藩制社会の基礎となるだけに、参考文献は極めて多い。詳細な参考文献の目録は、既に記した書があり、そちらに譲る。具体的には、荒居英次編『日本近世史研究』(小宮山出版、昭49)、児玉幸多編『近世史ハンドブック』(近藤出版、昭47)、井上幸治・入交好脩編『日本経済史学入門』(広文社、昭42)のほか『史学雑誌』の毎年五月号が、前年の状況をまとめている。

入門書としては、山口啓二・佐々木潤之介編『体系日本歴史4・幕藩体制』(日本評論社、昭46)、高橋幸一郎・永原慶二・大石嘉一郎編『日本近代史要説』(東京大学出版会、昭55)、北島正元編『体系日本史業書7・土地制度史Ⅱ』(山川出版、昭50)永原慶二・朝尾直弘・芝原拓自・原秀三郎編『日本経済史を学ぶ下・近世』(有非閣、昭57)などがある。また、太閤検地の歴史的意義について、「太閤検地論争」をまき起こした安良城盛昭の見解が平易に書かれた安良城『太閤検地と石高制』(NHK、昭44)などがある。

具体的な史料の解説については、地方史研究協議会編『近世地方史研究入門』(岩波書店、昭30)、赤松俊秀ほか『日本古文書学講座』(近世編Ⅰ・Ⅱ、雄山閣、昭54)、荒居英次編『近世の古文書』(小宮山出版、昭44)などがある。

あとがき

旧本庄村は、明治二二年の市制・町村制の施行に際して、近世以来の深江村・（東）青木村および西青木村の三村が合併して誕生させた行政村である。その後、阪神間の中央西よりに位置したこの兵庫県武庫郡本庄村は、従来のような農・漁村の性格に加えて、住宅地や工場用地としても発展した。そして、第二次世界大戦後、戦後復興期の昭和二五年に、神戸市に編入され、その同じ年に神戸に併合された武庫郡御影町・住吉村・魚崎町・本山村とともに、同年、神戸市東灘区を発足させた。

これらの東灘区を構成する旧五ヵ町村は、各々、『御影町誌』『住吉村誌』『魚崎町誌』『本山村誌』という詳細な地誌をもっているが、ひとり本庄村の史誌のみが久しく待望されながら未刊であった。

さて、本庄村の史誌はこれまでに二度、計画されたことがあった。一度は、昭和一七年のことである。岡田茂左衛門村長が、本山村に在住した郷土史家松田直一氏に村誌編纂を委嘱している。松田直一氏は昭和七年まで教職にあったが、かたわら郷土史研究を続け、『武庫郡誌』の編纂に関わっ[illegible]か、御影・魚崎・本山などの村誌編纂にも着手していた。が、この計画は昭和一九年七月の同氏の逝去で中断された。二度目の編集計画は、昭和一九年に本庄村の岩谷省三助役が推進しようとされた。同氏が一知人に編纂を委嘱し、松田氏の遺稿や資料を、その友人の疎開先であった岡山県に送ったのだが、不幸にも、昭和二〇年初夏の岡山地方の洪水に遭って、一切の資料は流失してしまった。その間、昭和二〇年のアメリカ空軍による空襲で、本庄村に残っていた古文書の多くも焼失してしまった。

こうして村誌編纂は未完のまま、戦後の混乱と経済発展という激動の時代に突入し、あまつさえ神戸市との合併で、本庄村自体が昭和二五年には消滅してしまったわけである。

高度経済成長の時代が終って昭和五〇年代に入ると、日本文化の再認識や地域社会の重要性が最評価され始めた。学校での歴史教育においても、地域社会の歴史や生活文化が取りあげられるようになった。このような風潮の中で、次代を担う子供たちに教材を与えるためにも、旧本庄村の地域史編纂への要望が再燃した。

こうして、昭和五五年に深江財産区管理会が中心となって本庄村史編纂が進められることになった。さいわい本山の松田博允家には故直一氏の筆写された多くの史料が現存し、深江財産区の呼びかけに応じてそれ以外の資料も続々と集まった。それらの生活文化資料や古文書を収集・整理・展示するために、神戸深江生活文化史料館が、財産区の手で開設され、市民の手になるユニークな街かどの歴史博物館として、社会教育や学校教育に利用されるにいたった。収集された資料を整理して、資料編を逐次刊行し、最終的に通史の本編を完成しようと、村史編纂も進行中である。村史編纂も史料館運営と同じく、きわめてユニークに行われている。つまり専任の編集員もないまま、神戸の若手の地方史研究者を中心に、歴史を学んでいる学生や地域住民の手で、その事業が進められているのである。

このようにして旧本庄村史の資料編の第一巻として、ようやく本書を上梓するはこびとなった。松田博允氏をはじめ、資料提供者各位や関係各位のご協力に衷心からの感謝を申しあげたい。また、巻頭にお言葉を賜った神戸大学の高尾一彦教授をはじめ、ご指導下さった先生方にあつくお礼を申しあげて、あとがきに代えさせていただきたいと思う。

昭和六〇年三月二〇日

本庄村史編纂委員会

委員長　田辺眞人

本巻担当委員　大国正美

本庄村史資料編　第一巻

近世土地制度史料

領価　一、〇〇〇円

一九八五年三月二〇日印刷
一九八五年三月三〇日発行

編著者　本庄村史編纂委員会
発行所　神戸深江　生活文化史料館
神戸市東灘区深江本町三―七―五
電話（〇七八）四五三―四九八〇
印刷所　株式会社六甲出版